

年度にわたって消費者物価は大体四・四％ぐら

い、一人当たり雇用者所得の名目を二・一％程

度と見込む、こうなっておるわけですね。過去に

おいては、昭和三十八年から四十三年までの五年

間については、消費者物価の実績は五・二％であ

り、一人当たり雇用者所得の名目は二・二％で

ある。これが経済成長を少しスローダウンさせる

ということ、二・一％程度になるという考え

だ、こういうことを実は規定しておりますから、

このことは政府が、一般的にいつて雇用者所得と

いうものは今後少なくとも、パーセンテージはそ
れが一〇％になるか何％になるかは別として、平
均二・一％ぐらいたということでありますが、こ
れは上昇するものだという見通しを立てておる、
こういうことになると思うのです。よろしいです
ね、運輸大臣。

○橋本國務大臣 ちよっとお尋ねしますが、何が
上昇するのでしょうか。

○堀委員 一人当たり雇用者の所得です。こうい
う表現になっておりますが、要するに、きょうこ
うで取り上げるのは、三公社の職員の給与という
ものは当然これも国の中の一部でありますから、
その上がり方は別として、大体二・一％平均程
度にこれ以上上がるのだ。中身の数はいいんです
よ、上がるということだけが確認できればいいん
ですから。上がるということ、政府は認めてお
る、こう考えていいですね。

○橋本國務大臣 それには一つ前提があります。
御承知のように、最近における技術開発、生産性
の向上、こういうことを一つの前提にして、一方
においてはゆる生産性向上のための機械化が
行なわれる。すなわち合理化もそれに並行して考
える。こういう状態において考えていかなければ
なりませんから、いま堀さんがおっしゃった数字
がそのままだとゆる適用されるということではな
い、かように御了解願いたいと思います。

○堀委員 私は数字にこだわらないです。上がる
という事実ですね。数字はともかく、上がるとい
う事実は間違いないですね、こう伺っているわけ
です。その点だけでもう一べん……。

(山下(元)委員長代理退席、委員長着席)

○橋本國務大臣 ただいま私が申しました前提に
おいて、いわゆる労働賃金というものはできるだ
け改善しなければならぬ、そういう意味において
はおっしゃるとおりであります。

○堀委員 実はここに非常に問題がありますの
は、私は当委員会でも何回か公共企業体の賃金の論
議をしております。その賃金の論議をしてま
います中で、現在の公社法あるいはその他の運
用上、予算規則その他を含めてそこに非常に矛盾
があると私は判断をしておるわけです。

それはなぜかといいますと、私は国家公務員の
賃金問題についてもさういふ委員会でもやってま
いました。かつては国家公務員の賃金のその年
度における上昇分、要するにベースアップの部分
については予算に組み込まれたわけですね。長い
間これは予算から流用する、あるいは補正予
算によるかしかできなかった。私は、それは間違
いではないか、少なくともこれだけ物価が上昇
し、賃金が上昇することが明らかに、経済発展
計画でも賃金の上昇をきめておるにもかかわら
ず、実は一円も原資を組み込まないというはおかし
いではないかという議論をさういふやうにしてお
きました。今日、国家公務員については、給与費の中
にそのベースアップについてある部分が組み込
まれるところまでまいったことは、運輸大臣御承
知のとおりであります。

ところが三公社については——その他の五現業
もそうでありましようが、きょうは三公社を例示
するわけでありますが、三公社については今日も
なお一円も実はベースアップの原資が予算に組ま
れていない。よろしゅうございますか。それをひ
とつ確認しておきたいと思ひます。ちよっとその
点について、三公社の総裁、副総裁、四十五年度
にベースアップ分は一円でも組んであるのかどう
か、簡単に……。

○北島説明員 専売公社は予算には見込んでおり
ません。

○山田説明員 国鉄予算についても同様でござい

ます。

○秋草説明員 電電公社の予算においても同様で

ございいます。

○堀委員 政府が、賃金は上がる——上がり方は

いいんですよ、上がるんだというのなら、たとえ

一円であれ五円であれ組まないということになる

と、政府のいつておることと現実の法律の体系の

仕組みに問題があると思うのです。

なぜ私はそのことに触れるかといいますと、現

在の公社法、これは三つ大体同じでありますか

ら、電電のほうで申しますと、電電公社法第三十

条は、「職員の給与は、その職務の内容と責任に應ず

るものであり、且つ、職員が発揮した能率が考慮

されるものでなければならぬ。二項は「前項の

給与は、国家公務員及び民間事業の従事者の給与

その他の事情を考慮して定めなければならない。」

こういふふうにあるわけですね。そこで、こうい
う発想からすれば、民間の給与も上がる、国家公
務員の給与も上がるというのであれば、公社法に
基づいて「考慮して定めなければならない。」ので
すから、本来この給与というものは上がるんだと
いうことが、この部分では明らかになっている
はずなんです。幾ら上がるかは別としても、上が
るんだというところは、これは三公社共通なんです
ね。この第三十条、国鉄法の二十八条、専売公社
法第二十一条については、みな上がるということに
ならなければならないわけですね。ところが予算の上
では一円も組んでいない。

そこで今度は「給与基準」のところになります
と、電電公社法の七十二条にいきますと、「公社
は、その職員に対して支給する給与については給与
基準を定めなければならない。この場合において
て、この給与基準は、これに基く一事業年度の支
出が国会の議決を経た当該事業年度の予算の中で
定められた給与の総額をこえるものであつてはな
らない。」こう規定しているわけですね。予算には一
円もベースアップ分を組み込まないでいて、その一
円も予算で組んでいないこの予算をもととして、

これをこえてはならないんだということを電電公
社法七十二条に、国鉄法は四十四条に、こういう
形で定めているわけですね。それでさらにその二項
で、初めのほう、これは弾力的事項がありますか
らそこはいいいですが、「及び公共企業体等労働委
員会の裁定があつた場合において、その裁定を実
施するために必要な金額を、予算の定めるところ
により、郵政大臣の認可を受けて、給与として支
給するときは、適用しない。」例外規定は、仲裁裁
定が出たときだけは例外だ、こういうことになっ
ているわけですね。

そうすると、要するにいまの公社法で規定をし
ておる考え方というのは、一円も最初にベース
アップの原資を組み込まないでいて、これを超過し
せ、その確定した予算については、これを超過し
てもしベースアップをしようとするならば仲裁裁
定によらなければならない、ここにこう明らかに書
いてしまったわけですね。

しかし片方では、公共企業体等労働関係法によ
れば、これはまた全然趣が違ふわけですね。これ
は運輸大臣ももう御承知だと思ひますけれども、
この第八條には、「第十一條及び第十二條第二
項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げ
る事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働
協約を締結することができる。」そしてその一号に
「賃金その他の給与。」こうなつてくるわけですね。
だからいまの公社法に關係なく、公労法では、団
体交渉によつて賃金その他の決定についての協約
ができる、こうなつて、十六條では、御案内のよ
うに「公共企業体等の予算上又は資金上、不可能
な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府
を拘束するものではない。又国会によつて所定の
行為がなされるまでは、そのような協定に基いて
いかなる資金といへども支出してはならない。」こ
ういふ形で書いてある。しかし国会が認めれば、
「前項の協定をしたときは、政府は、その締結後
十日以内に、事由を附しこれを国会に付議して、
その承認を求めなければならない。但し、云々
と、こう書いてあつて、十六條では国会に出せば

その協定は生きますよ、こういうふうには実は道は通じておるわけですね。

ところが、実はこの公社法のこういう考え方、いまのこの考え方を推し進めていくためには、本来ならば国家公務員と同じように——これだけ政府が、一二%であるかないかは別として、賃金が上がりやすくと片一方で新経済社会発展計画で書いておるならば、当然当初予算の中にベースアップ分が少なくとも国家公務員に準じて——ここにはちゃんと民間賃金及び国家公務員に準じてと、こう書いてあるのですから、給与その他を考慮して、こう書いてあるならば、当然これは組み込んでおかなければ問題が非常に複雑になってくる。団体交渉をやらしておいても、実際には仲裁裁定がなければ出せませんと公社法が書いておるのは私は問題があると思うのですが、運輸大臣、この点いかがでございますか。

○橋本國務大臣 いま堀さんのおっしゃったように、筋は通じてあるわけですね。法律上においても筋は通じてある。ただ、おっしゃりたいことはおそらく、調停段階で労使間で話がきめられるべきものだから、きめるような考え方で、いわゆる一つの予算措置を前もって行なっておいたほうがいいのじゃないかというところが最終結論だろうと思うのです。堀委員「ちょっと違うのです。」と呼ぶところが国家公務員についてはいわゆる賃金の引き上げを予想して予備費に組んである。(堀委員「予備費じゃない、給与費に組んである。」と呼ぶ)給与費の中にも予備費として組んであるわけですね。しかしベースアップ全体を予想して、そこで別ワケとして組んであるものではないようでありまして。したがって法律のたまえはそう変わっておらない。公社関係においても国家公務員関係においても、たまえとして違っておらないと私は思います。

ただ、御承知のように、私も官房長官時代に、調停段階である程度のものでできた場合に、これを処理する方法がないだろうかということである。いろいろ検討してみましたが、やはり公社それ

自体においていろいろの事情が違います。そういうような事情の違いがありまして、法制上の改正等もいろいろ検討してみましたが、それがなかなかむずかしい。しかし一応筋は通じておる。そういう意味において、現行法においても、いわゆる労使間の考え方のある程度の最大公約数のところできまるところは結果的にはきまっています。というたてまえで、いわゆる予算の上では特に賃金のベースアップ分としては組んでおらないというのが現行法だと思えます。

○堀委員 たてまえは国家公務員と公共企業体と変わっていないとおっしゃるのですが、変わっているのです。いいですか。なぜ変わったかという、総合予算主義になって、特に最近では給与費に組むということまで出てきておるときに、片方は一円も組まない、片方は組んである。これは非常に違うのです。私は量の話をしているのじゃないで原則の話をしているのですから。

そこで、片方では一円も組まないで、しかしベースアップというのは当然あるのだということ政府は理解しておるわけですね。片一方ではベースアップがあるのだという原則を立てておいて、しかし一円も組まない。組まないで、流用を予算総則で制限をし、さらに公社法で仲裁以外では出せないで、こういう書き方をしておるのは、これは法律としておかしいのじゃないかということなんです。だから組めばいいですよ。それは一円でも組んであれば、量の問題は別だから。しかし一円も組まないというのはおかしいのじゃないか、私はそこを言っておるわけですね。おかしくないですか。国家公務員のほうは組んでおる。

○橋本國務大臣 ただこういうことは言えると思ふのです。いわゆる国家公務員の場合に一応人件費の中で考えておることとは、予算のたまえ上、御承知のように昨年度のような増収が出る場合もあり得るし、あるいはまた増収がない場合

も一つはあり得る。しかしながら賃金のベースアップをしなければならぬという場合も出てくるわけですね。その場合にやるべきには、事業費等その他合理化を行なってやらなければならぬというところでありまして、御承知のようにそれではベースアップに対応する措置ができないわけですね。そういうことも考慮して、そうして全額かあるいはその一部分かは別にしまして、そういう財政上のたてまえ、予算上のたてまえから、さういう事態が起きておるやうに政府のいわれる国家公務員に対する前向きな姿勢、そういうものが一つあらわれておる。こういう意味において、その動機は、そうしたいいわゆる税収等の問題も考えてさういふ場合もあり得るということから、政府はこのような措置を国家公務員においては行なっておる、こういうことだと思えます。

○堀委員 政府は、国家公務員には前向きに賃金に対して配慮するんだということになったからいまのようになった。公共企業体の職員には一円も組まないということとは、それじゃうしろ向きでいっていることですね、大臣。国家公務員と差別しているでしよう。

○橋本國務大臣 堀さんが先ほどおっしゃったように、仲裁裁定があればこれは公共企業体のほうは組まざるを得ないのです。ところが国家公務員のほうには財政上の措置等云々という条件がありまして。ところが公共企業体においては、仲裁裁定があったらそれを支給しなければならぬという、一歩強い——ストライキ等を禁止して、国家公務員も禁止しておりますが、そういうたてまえもありますので、そのような決定があった場合はいわず補正を組んで支給をする、こういうたてまえの違いがあるということも一つの理由だろうと思ふいます。

○堀委員 実は公労法はその第一条に、「この法律は、公共企業体及び国の経営する企業の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るために団体交渉の慣行と手続とを確

立することによつて、公共企業体及び国の経営する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。」と書いてあります。要するに、公労法というのは、紛争があったらそれを解決するというのがたてまえですから、公共企業体等労働委員会というものは、これは紛争処理の機関ですよ。よろしゅうございませう。いま大臣がおっしゃった、仲裁によつてきまるところなのですが、本来労使間の問題は紛争がなくなっていくほうが望ましいのでしう。当然団体交渉が自主的に行なわれて、紛争なく解決されることが望ましいとすれば、それに対しての端緒が一つもないというのはおかしいのじゃないですか。紛争を起さなければベースアップはできませんよということでしょう。よろしゅうございませうか。あなたはいま、仲裁の制度があるんだ、仲裁だから払えるようにしてある、紛争を起さないと、政府は、公共企業体の職員には紛争を起さないと給与を上げることはできませんと確認をしているのじゃないですか。どうですか。

○橋本國務大臣 それは堀さんのかつてな解釈です。私はそう言っておりません。であるからして、調停の機関もあるし、その調停においてお互いに——しかし労使関係では、あるいは自分のほうは十要求する、純然たる労使関係ですから、したがって一方は、いまの財政からいって五しか払えない、こういう意見の相違があることは当然でしう。それをもつて紛争といえ、広い意味の紛争である。しかしながらストライキはやつてはいけませんよ。そこで調停機関を置き、そして最後には仲裁裁定で決定する。予算の立て方も違つておりますから、したがって国家公務員と公共企業体との関係も違つておるけれども、何もストライキをやれということも奨励しているのじゃない。ストライキをやつてはいかぬから仲裁裁定の道がある。できるならば、調停期間内でこれをきめるといふことができればいいんじうで、実際はあります。いまの予算の立て方では、実際は

おっしゃる様にそれはなっております。こういうことですが、何も紛争を奨励しておられないという事は明らかであります。

○堀委員 私がいま紛争を奨励しているという話は、要するにベースアップというものは既定の事実として毎年行なわれることは政府も認めておるわけですよ。よろしうございませうか。ベースアップは毎年既定の事実として、幾らかは別として、あるんだというのを片方で前提として認めておいて、しかしそのベースアップの原資は円も組まない。それを出すときには仲裁裁定でしか出せないとなれば、紛争が起きなければこの問題は前へ進まないのですよ。公労法というのは紛争がなければ介入する余地はないのです。自主交渉で、団体交渉で話がついたら介入する余地はない。しかしそれを救済するのは、公労法の十六条という道は残っております。残っているけれども、実際にそう使わないという事になれば、いまの経過をずっと縦に見てくれば、仲裁によってしか賃金が——いまの予算上、資金上ともかく流用できないことになっているんだし、そうなれば、いまの仕組みでは、紛争が起きて初めてベースアップができるということになっておるんじゃないですか。私が奨励するというのはそこですよ。だから、紛争をやれば賃金が上がるなどという仕組みは、仕組み上おかしいんじゃないかという事を私言っているのですよ。裏返して言えば、賃金を上げるためには紛争をやらないという事になるではないか、そういう論理というのは間違っているのです。論理で答えてください。

○橋本国務大臣 極端にいえば好ましいか好ましくないかという問題ですね。だから……(堀委員「正しいか正しくないかです。」と呼ぶ)そう言えるとしても、やはりそういうような状態でも、もちろん公労法によって最終決定を持たなければ使用者側が返事ができないという状態では、労使関係は円満にいかないんじゃないか。実際上の問題としてはそういうことでしょう。であるから、将来

ともにそういう道を開いてはどうであらうか、こういう考え方で、実際問題としてはさような意味の御質問だろうと思うのです。理屈だけではなかなか解決できない問題があるわけですが、それはやはり予算の組み方もある程度変えたり、あるいはまた必要があれば関係法制を改正してはどうであらうか、言うならばこういうことですね。私も当時そういうようなことが必要じゃなかろうかという事で、当初はゼロ回答であったものを、ある程度の、いわゆる使用者側として今後増収等を見たりあるいは合理化を行なったり、どうしても必要であれば何らかの措置を講じて、できる範囲内では回答せよということ、ゼロ回答から、私が官房長官の時代に初めて千円とか二千円とかという回答をする事になったのであります。これは、いま堀さんのおっしゃるような道に近づけるために一つの方法として実践をしてきた。そういう意味で、いまの予算の組み方につきましても検討の余地があると思います。それには関係法令等をどう改善していくかという問題もあります。が、いま御承知のように公務員制度審議会等もありまして、それらも含めて、あるいは労働組合側は国家公務員といえどもストライキ権を認めるという意見も出しておるようでありますから、こういうことを総合した観点に立つての調査が必要であり、前向きな検討ということが必要であらうと私自身も感じております。

○堀委員 私が伺いたかったのはそこなんです。要するに、いまの公共企業体の賃金の問題というのは非常に矛盾が多過ぎて、実はスカッとしてないのである。だから、まず、幾ら組むかの問題は別として、当初予算に政府が五%分くらいを組んでいるのなら、公共企業体にも組ませればいいんじゃないか。必ずやるのですから。

いま私が非常にふしぎなのは、電電公社の予算をとってみれば、予算上は黒字の予算、決算上は赤字ということになるのですよ。なぜかといえ、ベースアップ分を全然当初予算に組んでいない。しかし、それは必ず出るということは当初予

算を組んだときからわかっているのですよ。金額の最終はわかりませんけれども、しかし少なくともわかつていて、それなら、いま政府が一般会計予算の中で給与費を組むと同じ程度に、公共企業体についても当初予算の中に、これがベースアップ分原資、残りは予備費あるいはその他の事業量の圧縮等であるということであっても、最初に一度何らかのものを組むという事は、今日こまめに政府の一般会計が動いてきた形では当然考えなければいけない問題だと思ふ。そうなれば、いまの公社法がこう書いてあっても、要するにそのワケを越えた部分についての処理をどうするかということになるだけですから、問題は少し簡単になるわけですよ。そしてそうなったときに、団体交渉を自主的にやった中で話がつけば、問題が非常に前進することができる可能性を開いてもらいたいということですよ。できるかどうかは、それは公社なり職員の側なりのいろいろなものとの関係の問題ですから、やってみなければわかりません。しかし、いまは可能性がないのですよ。全然道がないところを歩けといっておるのはいまの体系なんです。これは大臣、やはり問題がありますので、ひとついまお答えいただいたように、公共企業体の予算についても、ベースアップ分をせめて政府並みに当初予算に組むという問題と、公社法の改正についてはその問題を含めて再検討するという事で、もう一回ぜひひとつ確認の御答弁をいただきたいと思ひます。

○橋本国務大臣 事務的に説明をした上で私から……

○堀委員 こまかい説明は要りません。政治的な議論をしているわけですから、マクロの話ですから、大臣、もう一べんその点を……

○橋本国務大臣 御承知のように、公共企業体の予算の編成においては、一つは弾力条項というものがあつた。弾力条項によつてある程度処理できるものはその予算内で従来は処理してきておるわけですよ。必ずしも私はすっきりしてないと思ふわけですよ。いろいろなところに実際上は隠して

あつたりして——隠してあるかどうかはわかりません。そんなことを言つたら……。いろんな点で、事業の繰り延べ等を行なつて処理するわけでありませうけれども、それではせつかく事業を計画いたしましたもそのとおり遂行することはできない場合もあり得る。こういう意味においてやはりすっきりした体制が必要であらうと思ひます。こういう点はやはり検討に値する問題であらう、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 関連して質問いたしますが、先ほど堀委員から指摘されましたように、経済社会発展計画では、これから先の六年間の平均賃金は大体年率二・一%程度くらいで上がっていくであらう、こういうことが閣議でも認められておるわけですね。ところが、国鉄の再建十年計画によりまして、これが九%ということが想定をされておる。そうしますと、そこに三%の差があるわけですね。これは十年間の間では、経済社会発展計画は六年間でありませうけれども大体その数字で、カーブでいくとすれば、当然これは十年後には一般の上昇幅が四%から五%差がついてしまふという事になるわけでありませう、直接国鉄を監督する立場にある運輸大臣として、この点をどういうようにお考えでございませうか。そういう差がついてもいいんだ、また国鉄職員は四%も引き離されてしまふような状態になつてもかまわないのだ、こういうお気持ちでございませうか。その点ひとつ大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○橋本国務大臣 数字の関係ですから、まず国鉄のほうから説明させて、あとで私がお答え申し上げます。

○山田説明員 御指摘の国鉄の再建計画は、四十四年度から始まりました十年計画でございませう。したがうに、その十年の間に人件費のみならず物件費あるいは輸送量、あらゆる点についていろいろ一応仮定と申しますか前提条件で試算をいたしまして、そうして十年後に償却後、黒に持つていくという計画を立てたわけでご

さいます。いま御指摘の人事費につきましては、御指摘のとおり、毎年九〇程度を埋めるといふ前提で試算をいたしております。しかしながら、現に四十四年度は九〇を上回ったペースアップができております。これからの十一年間どんな状況になっていくか、これは一応とりました前提が、ただ単に人事費だけでなくいろいろ変わる要素がございますので、われわれといたしましては、一応、いまは定められた十一年計画のそういう前提条件に合わせるようなワタの中で、合理化も努力をいたします。輸送量の増加にも努力をいたして再建計画を進めてまいりたい、このように考えております。

○橋本國務大臣 御質問の趣旨は、九〇でおさまるかということでありまね。十一年計画はそういうような賃金の九〇の値上げだけを含んでおるが、実際上それ以上に上がるじゃないか、上がれば再建計画というものはできないのじゃないか、こういうところに御質問の趣旨があるように思います。

もちろんこれは一つの試算でありますから、再建計画というものが、この計画をこのとおりやれば十一年後にはとんとんになる、こういうことではあります。ただ御承知のように、十一年計画九〇と計算しても、十一年の間には一〇〇の賃金の値上げを行なうということで、また九〇の賃金が引き上げられることになれば、増収分の二兆四千億—増収分が十一年間で二兆四千億円と試算しておるようです。ところが労働賃金の方は二兆六千億円になってしまつて、料金値上げ分は、全部九〇と計算してもなお二億円の赤字が出る。こういう計算のもとで、しからばこの赤字はどう解消していくかという、事業の近代化あるいは生産性の向上、合理化、こういうものがやはり並行しなければいけないというのがある。再建計画の教義であります。したがって、調停の場合におきましても、これを実行するためには、事業合理化については十分やはり労使ともに誠意をもってこれにこたえなさい、あるいはまた労働

賃金をきめるについても、これが並行することが当然前提になるであろうというような勧告といひますか、話があらたうであります。もちろんわれわれは、国鉄だけが他の企業体に比して賃金が安くてもよいというわけにはいかない、政治問題としては、できるだけいゆるバランスをとる必要がありまふので、この点については今後の進み方、あるいは実際上の収入がいま十一年計画でされておるような収入にとどまるのか、あるいはそれ以上の実収入を国鉄自身が労使ともに努力してあげなければ、そういう事態が出てきてもなかなか実施が困難になる、こういうことで、何となく労使が協力して生産性を高め、合理化を實行するということがやはり前提になると思ひます。

○堀委員 労働大臣は十分間という約束でありますので、ちょっと最初に労働大臣にだけはいしよつてお伺いをいたします。

実はいよいよ公共企業体の賃金の値上げを決定する時期が近づいてきておるわけでありまふけれども、いまの公労法という法律のたてまえは、いままちよつと読んだのですが、その第一条で「この法律は、公共企業体及び国の経営する企業の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るに団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、公共企業体及び国の経営する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。」とありますから、少なくともこの公労法というものは、自主的な団体交渉をしつかりやうである、できるだけ紛争の起らないうちに解決をするというのが本来のたてまえである、こういうふうな理解いたしますが、労働大臣いかがですか。

○野原國務大臣 まさに御指摘のとおりであろうと思ひます。したがって、いろいろ当事者能力などの問題はございませうけれども、あくまでも労使間において十分に話し合いを進めるといふことが必要であらうと思ひます。

○堀委員 いま運輸大臣とも少し議論をさしていただいておつたのでありますが、現在の公社法その他の仕組みを見ますと、要するに給与準則は予算の定めるところによりなさい、給与準則を越えて給与を払うときには、仲裁裁定によれば払つてよろしいが、その他は払えない、こう公社法は書いてある。ところが公労法は十六条で、第八条の団体交渉の権を認めて、協約ができてそれは政府を一方的に拘束しませんが、ただし国会の承認を得ればよろしい、十六条にこう書いてありますから、そこには逃げ口が講じられておるわけでありまふが、公社法は実はそうならないので、そこで私は、いまの議論の中で何をすべきかといへば、要するに、三公社も当初にベースアップの予算を組んでおきなさい。国家公務員については政府が組んでおるのだから、組みなさい。さらに公社法のこういうところを改めるべきではないかというところを言つて、運輸大臣はさう考へるという御答弁をいまいただいたわけ

です。そこで私は労働大臣に伺ひたいのは、その結果、いまのこの仕組みでいくと、給与準則によつて一円も組んでいないものを出そうとすれば、仲裁による以外ない。仲裁による以外ないといふことは、紛争を起さなければ仲裁にいけないわけ

です。自主的に話がついてしまえば仲裁にいけない。本来は十六条で処理するといふ道があるのですが、そういうところまで問題は全然進んできていないわけですか。しかし、少なくとも公労法というものは、たてまえはその方向を旨とした法律だと思ふのです。これは公社法とたてまえがずれておるところがあるわけですか。

私は、一九七〇年代の公共企業体の賃金というものは、いまのような紛争が起きて仲裁によつてだけ処理するなどというのは、一九六〇年代ならある程度やむを得ませうけれども、七〇年代の新しい段階にきた新しい公共企業体の賃金のあり方というものは当然開けていいのではないか、こう思ふのです。これはやや抽象論ですが、それにつ

いて、大臣、どういふようにお考へになるか、お答え願ひたい。

○野原國務大臣 堀先生の御主張、まことに要當だと思ひます。なるべくならばそういう形になつていくことが——一九七〇年代における三公社五現業などの賃金体系といふものはどういふことで目下苦勞しておるのではありませんか、御指摘のとおりそういう方向を持ちたいものだと思つております。

○堀委員 そこで、もう一つちょっと大臣に伺ひたいのは、何か最近の、過去十年間における賃金、公労委が三公社五現業の賃金決定の機関のようになつておる。公労委といふのは紛争処理のための機関なんです。しかし現実には、ここは、人事院が政府に勧告をするのと同じように、要するに公労委の仲裁が人事院勧告と同じようなかつこうになつてきておる。まさに本来の給与勧告機関でないものが——人事院は給与の勧告機関であります、紛争処理機関があつても賃金決定機関のようになつておるといふのは、私は間違ひだと思ふ。

これはあくまでも紛争処理の機関であつて、賃金決定の機関にするならそのための機構を整備されていなければならぬのに、そのようになっていないと私は思ふのです。公労委というのは本来紛争を処理するための機関としての姿に返るようになつていくことが望ましいのであつて、いまのような賃金決定機関とみなされるような姿は、これもやはりいまお答へ願つたようにすみやかに改められるべき方向ではないかと思ひますが、どうですか。

○野原國務大臣 紛争調停の機関であるべきものが、現在ではどうも賃金決定の機関だけであるやうだといふことは、まことに矛盾であると思ひます。賃金決定の問題もおそらく調停の目的の中に入ると思ひますけれども、とにかくいづれにしても、現在の公労協といふものが自主的にものごとをきめかねるというところから問題がきておるわけでありまふ。そういう問題をいかにして改

めていくかという問題等は、まだこれから研究を要する問題であらうと思ひます。

いすれにしても、ひとつ本年の要求等につきましましては、お互いに率直に一応話し合ひをしてみて、これだけならば何とか出そうとか、この程度はどうかといったようなことをある程度煮詰めていったらどうかという話を先般来しておるわけでございます。そういうことで、初めから何も出さないうちに調停に持ち込むということではなしに、両者の誠意ある、責任ある腹の中をひとつ見せ合つて、その上で何ともやむを得ないときには公労委に持つていくというふうなことにできないかということ、いまそういう線で話し合ひを進めるようにお願いしておるわけでございます。何とかそういうことにしたいと思ひます。

○堀委員 労働大臣の御答弁ですが、私もたいへんけっこうだと思つておるのです。実は昭和四十二年から、これまできわめて不当な回答がされておりましたのが、調停段階ではありましたが、かなりまともな回答が公共企業体側から示されるようになった。四十二年、四十三年、四十四年の三年間、前に比べれば著しい進歩をいたしました。私が当委員会でも当時武蔵主計局長とずいぶん論争した結果、問題がそこまで発展をしたのです。私は公共企業体の賃金問題としては一步の前進であつたと思ひます。

しかし、このやり方をもうすでに三年やってきたわけですから、一九七〇年代に入れば、もう一步前進をしていいのじゃないか。そのもう一步の前進というのは、いま大臣がお話しになったように、自主交渉の段階で、少なくとも、調停で出せるものなら自主交渉の段階で出して、それによつてできるだけ労使双方が理解し合えるような条件をもう一步先へ進めれば、今度の三十日に予定をされておる公労協その他の実力行使の問題は大幅に改善をされる余地があると私は判断をしておる。

要するに、労働組合側としては、評価するに足る回答が自主交渉で出されるならば三十日の実力

行使については検討の余地がある、こうなつておるといふ前提で考えますならば、どうか労働大臣のほうで各関係の所管に対して何とか……要するに実力行使をさせることはすべてが損をする事となつてしまふ。実力行使をして労働者も得をするわけではありせん。国民はたいへんな被害を受けます。それでは企業側なり政府が得をするか。だれも得をしないような実力行使を避けるためには、できる道はないのか。私は、いま労働大臣がせつかく努力をしておられる道を、各企業体なりあるいは現業側で配慮をして、ひとつ勇気をもつて——過去三年、それまでは五百円という回答から、ともかくかなりの実額の回答をするように、そこで一步前進をしました。一九七〇年の今日、ここでもう一步前進をすべきではないか、私はこう考えますが、ぜひそういう方向で、これから残された短い時間ではありますが、労働大臣としてはひとつ積極的に関係部局に対して働きかけをしていただいて、労働大臣のイニシアチブのもとに、少なくともそういう労働の紛争が不幸な結果に終わらないような、国民が不測の被害を受けないような事態をつくり上げるために、せつかく努力をしていただきたいと思ひますが、それについての御見解を承つて労働大臣に対する私の質問を終わります。

○野原国務大臣 御指摘のように、制度的には非常な制約等もある現状におきましては、いろいろ困難があるわけですが、御質問の御趣旨を十分に体しまして、私としては最善を尽くして努力したいと考えております。

○堀委員 時間ですからけっこうです。

○堀委員 大蔵大臣にお伺いをいたします。資本主義社会における企業のあり方というのはいかにあるべきか、ちよつと大蔵大臣にこの問題についてお伺いしておきます。

○福田国務大臣 企業は企業としての責任を持つておるが、同時に、社会においてきわめて重要な

役割りを果たしておるということを常に旨として企業の活動をすべきものである。これは私企業についても同じであります。

○堀委員 いま大臣お答えになりましたように、企業は、私企業であれ公企業であれ、企業としての責任がある、それから社会における重要な役割りを果たしておる自覚が必要だ、私もそうだと思います。

そこで、いまの企業の責任の問題なんでありまふけれども、企業の責任というのは、まず第一に経営者が負うべきものであります。これはもちろん労働者も負いますけれども、まず先に経営者が企業の責任を負うということになるのではないのでしょうか。

○福田国務大臣 まあ企業全体がそういう気持ちでやつてもらわなければならぬと思ひます。企業といへば、これは経営者もおります、株主もおります、また労働者もおります。それらが一体としてそういう気持ちでやつていかなければならぬが、順位をつければ何といつても経営者が第一だ、このように思ひます。

○堀委員 経営者に企業責任があるということが確認をできました。

そうすると、今度はもう一步中へ入りまして、企業経営における重要な問題というのは大臣はどんなふうにお考えになっておりますか。企業経営における重要な課題ですね。たとえばその企業が将来を目ざして発展をするために設備投資をする、どういふ設備投資をすることがその企業の将来に対してプラスになるかという、設備投資をするというのものは企業の経営責任の中の一つの重要なファクターですね。私はそう思ふのですが、そういうふうな形で、あとはどういふものがあるというふうにお考えでしょうか。

○福田国務大臣 何といつても、企業は日本の社会をささえる一つの単位でございますから、その社会単位としての責任に徹し行動するという責任があると思ひます。

それからもう一つは、株主に対する責任であります。

ます。企業は株主から会社の経営を委託されておる、こういうことで、株主に対する責任という問題がやはりあると思ひます。

それから第三には、その企業傘下で働く者、こういう人たちのあつたことを確保していかなければならぬ、こういう問題があると思ひます。それらがおもな内容だらうと思ひます。

○堀委員 私も全く同感であります。

そこで、最後にお話しになった企業傘下で働く者のしあわせを願わなければならぬ、このファクターは、私はそれを端的に言いますならば、その企業に従事する従業員、自分も含めて——企業経営者もいまは、法人でありますれば自分も給与をもらうわけでありまして、自分を含め、すべての職員といひますか、企業に従事する者に給与をいかに支拂うかということも企業経営の非常に重要なファクターである。投資もそうだし、あるいはいろいろな販売計画、いろいろなものがあるまいしょう。しかし同時に、いまお話ししたように、企業の自己責任の重要な部分に、その支払う給与といふものをいかに決定することによつて自分の企業を発展させるかということも、これはその働く人の意欲を向上させる、その他の生産性をあげることにためにもきわめて重要なファクターです。私は企業責任の重要な一部分であると思ひますけれども、それでよろしいでしょうか。

○福田国務大臣 そのとおりだと思ひます。

○堀委員 私が前段に伺いたかつたことは実はそんなんです。要するに、企業といふものを経営していく立場に立てば、企業責任があることはきわめて明確であります。その企業責任といふものの中にいろいろの問題がありまして、その企業に働く者の給与について、経営者が責任をもつてこれを決定できるということが、私は本来の資本主義社会における企業といふものの当然の姿だ、こう考えておるわけですが、

ところが、なぜ私がそういう回りくどい論議をこまですてきたかといへば、現在の公共企業体

の経営者は、それではそういう賃金決定の本来あるべき企業責任が果たし得るような立場に置かれているかどうか、ここに重要な問題があると思ひます。

北島専売公社総裁にお伺いをいたします。いま私が進めてまいりましたように、北島さんも専売公社という、国の経営する企業の経営責任者でございます。専売公社の経営をいかに行うかという点については、投資の問題あるいは原材料の購入の問題、販売の問題、いろいろな重要な課題があると思ひます。しかしやはり、いま私が前段で大蔵大臣に確認をいたしましたように、その企業に働く者の、職員の給与を決定して、いかにしてこの職員が自分たちの職務の内容と責任に應ずるようになるかという問題は、私は経営者としての重要な仕事の一部ではないのか、こう考へておられますが、北島総裁はどういうふうにお考へてございましょうか。

○北島説明員 たいだいまお話しございましたように、職員の賃金の決定についても、私どもは自主的にできればこれに越したことはないわけであり、私の責任と存じます。しかし、御承知のとおり公共企業体ということで、法律、予算等の制約がありまして、そのワケ内においていまままでやっております。

○堀委員 大臣、要するに、公共企業体が置かれておる趣旨は一体どこにあるかと申しますと、ちよつと電電公社の例をとりますと、日本電信電話公社法第一条は、「公衆電気通信事業の合理的且つ能率的な経営の体制を確立し、公衆電気通信設備の整備及び拡充を促進し、並びに電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本電信電話公社を設立する。」とあるのです。これは専売公社についても日本国有鉄道についても、いづれもすべてに入っておりますが、この能率的な経営の体制を確立するということが、三公社を政府の機関から独立させたときの主たる実問題になつておるわけですね。能率的な経営をしなけれ

ばならぬときに、今日のように、労働力が一九七〇年代は明らかに不足をするということを新経済社会発展計画は示しておりますね。労働力は非常に不足してくる。物価は依然として上がる。賃金も、先ほどもちよつとここで触れましたけれども、大体、新経済社会発展計画では、こうなるかどうかは別としても、物価については四十五年度から五十年にかけて平均四・四％くらい上がるだろう、雇用者所得は一人当たり名目で二・一％上がるだろう、こういうふうな想定をしているときに、当然公共企業体が能率的に運営をされるためには、その能率をあげるために必要な労働者の意欲を満たすだけの賃金を払うことを、少なくとも公共企業体の経営者に与えるということから、一九七〇年代の公共企業体の本来の能率をあげるという目的が完遂をされるようになるんじゃないか、こう思うのでありますが、前段で大臣が企業

のあり方——これは民間だけではなくて、公共企業も当然企業である以上は同一の問題でありますから、そういう考え方を一九七〇年代には、六〇年代の過去は問ひませんけれども、むしろ新しく道を開くことが、私はやはり後段に書かれておるところの国民の福祉の増進につながる、こう考へるのでありますけれども、大臣、いかがでありますか。

○福田国務大臣 三公社五現業の勤労者の給与につきましても、それが公共企業体であるということから調停の制度がある、また、裁定の制度がある。そういうようなことで、万一労使の間で話し合いがつかぬという際にもセーフガードがちゃんとついておるわけですね。特別な仕組みでついておるわけなんです。こういうことで快適に勤労努力をするというその体制が確保されておる。こういうことで、あなたがおっしゃるその趣旨は大体貫かれておる、こういうふうな思つております。ただ、話し合い段階で、三公社五現業の当局がもう少し自由な話し合いができないかなということが、私は当面の課題になっておるのではないかと、そういうふうに思ひます。

いま、これは公務員制度審議会の大きな議題になつておるわけなんです。ここで詰めておりますが、私どももいたしましては、その詰めて、なかなかこれは時間がまだかかりやしないかと思ひます。しかし、そういう経過的な時期におきまして、運用上できるならば、公社、現業当局の裁量の余地というものがなるべく弾力的に行なわれようという努力をしたい、こういう考へてござい

ます。

○堀委員 きょうは、大臣がそろつて入つていただけないものだから、同じことを何回も言わないうとどうも意識が統一をされない。たいへんロスが多いのですが、まあやむを得ません。

いま大臣は、公共企業体については、調停とか仲裁とかというセーフガードがあると申してやつた。実は、これは大臣がお見えになる前に、運輸大臣ときようはいぶやつたのです。何を私はそこでやつたかといひますと、こういうことを申し上げたわけですね。

国家公務員も、かつては、人事院勧告はございましてけれども、当初にはベースアップの原資を一元も組まなかつたわけですね。これは大臣御承知のとおりであります。私は、予算委員会その他大蔵委員会、何回かこの問題に触れた。すでに、過去においてもずっと上がつてきて、将来も上がることは、政府が新経済社会発展計画で明らかにしておる。閣議で決定しておる。幾ら上がるかは別としても、まあ、大体一〇％内外は上がるんだというところはわかつておるのに、一体、当初予算に組まないというのはおかしいではないかということですね。すべてを補正にゆだねて、その補正のときにいつも言われることは、財政上可能かどうかを判断してやる以外にはできない、こういうことが長く続いたわけですね。これは総合予算主義に一步前進をして、その点では私はたいへん見るべきものがあつたと思つております。しかし、当初は予備費に組んでいましたね。それが今度は給与費の中に組めるところまでできた。たいへん進歩です。私はこれが本来の予算の姿だと

今日思つておりますから、これはたいへんけっこうなことであります。

ところが、公共企業体のほうは、実はこういうことになつておるわけです。電電公社法三十条では「職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、且つ、職員が發揮した能率に考慮されるものでなければならぬ。」「前項の給与は、国家公務員及び民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」国家公務員の給与その他の事情を考慮して定めるといふことになれば、国家公務員が当初予算に組んであるのなら、少なくとも公共企業体も当初予算に組んでいいのではないのか。幾ら組むかは別ですが、幾らか組んでいいのではないのか。特に、なぜそれを言うかという、電電公社法七十二条では「この給与準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該事業年度の予算の中で定められた給与の総額をこえるものであつてはならない。」というふうな規定がありますから、一元も組んでなければ、これはもうそれ以上給与は出せません、こうなつておる。ただし、「公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、給与として支給するときは、適用しない。」という例外規定が設けられたのです。ですから、このことはセーフガードじゃないのですよ。

公労委というのは、紛争が起きたときに処理をする機関なんです。よろしゅうございませうか。紛争が起きなければ仲裁にいかれない。仲裁でなければ予算でできたワケ以上は出せないということ。を公社法で三公社ともきめておるわけですね。それではちよつと筋が通らないだらうと言つてきたわけですね。だから、これはセーフガードではないのですよ。これは何でこうなつておるのかといへば、紛争が起きたらそうしますとなつておるものを、紛争が起きることを前提として公社法の七十二条にこういふ書き方をしておるといふのは問題があるわけですね。だから、私はさっき、運輸大

臣との論議の中で、大臣から、当初予算に組むのが適当であるし、公社法は改める方向で考えるべきだ、こういうふうな御答弁をいただいたわけですが、大蔵大臣はその点について、こういうあり方では一円も組んでなくて、しかしベースアップは一二・一％あるんだ。一二・一％であるかどうかは別として、国家公務員はすでにもう予算は組んであるわけです。あれは五％くらいです。

ちよっと橋口さん、いま国家公務員のベースアップは幾ら給与費に組んであるか、答えてください、パーセントで。

○橋口政府委員 国家公務員の給与改善費といったしまして、所管別と組織別に一定の金額を計上いたしております。四十五年度について申し上げますと、五月から現行ベースが五％引き上げられた場合を前提としたしまして、約六百四十億円の金額を計上いたしております。

○堀委員 大臣、いまお聞きになりましたように、五月実施で五％組んであるわけですね。昨年は一〇％以上の人事院勧告が出ておりますから、これで十分とは言えませんが、組んである。しかし、公共企業体には一円も組んでないのですよ。ちよっとこれはおかしいと思いませんか。おまけに、こんなリジッドな法律をここで書いておるのに、予算として一円も組まないで、そして公労法では、団体交渉をやらない、これは協定ができるんですよ、こういうふうな行き方になつておるわけですね。いま一生懸命団体交渉をやつておるわけですよ。団体交渉を幾らやつたところで、それではできないんですよというふうな話では、これはずいぶん公共企業体の労使関係を不当な扱いにしておる法律であるし仕組みであると思ふのです。そこで運輸大臣は、当然予算に組むべきだ、それから公社法のこういうところは改められるべきだ、こういうお答えをいただいたのですが、大蔵大臣いかがですか。

○福田国務大臣 とっさの話で決定的なことを申し上げかねます。しかし一般の公務員について

給与費を計上しておるということはありませんから、まあ理屈を言えば公務員の給与の立て方とまた三公社五現業の方々の給与の立て方は違ふわけなんです。それから予算の仕組みも弾力条項とかいろいろある状況でございますが、あなたのおっしゃることは一つの理屈である、こういうふうには思いますから、これは私もよく考えてみます。

○堀委員 これは今後の問題で重要でございますから、ぜひ考えていただきたいわけです。なぜ私はそう申し上げているかといへば、そこに予算が組まれてくれば、その組まれた範囲だけは、私がさっき言った経営者にその給与権についての権限がそれだけ与えられておるわけですから。いまベースアップについては、率直に言いますけれども、大蔵省は公共企業体の経営者に対して全然与えてないのですよ。あなたはさっき、経営の重要な企業責任の中に給与の問題があるんだ、こうおっしゃつたですね。給与の問題があると大臣は言つておられるけれども、公共企業体にはないのです。一円も組んでないというのはゼロということとです。大臣、これはやはり問題です。これは理屈とおっしゃつたけれども、理屈というより一つの論理ですよ。筋道として、いまの体系の中で、あなたが前段でお答えになった企業責任のあり方というものに関連したものをいけば、当然、国家公務員に見合う程度の裁量権というものを少なくとも公社の経営者に与えるというのが、これは私は、一九七〇年代のあるべき公共企業体の賃金の姿に即応するためにきつて重要なファクターだ、こういうふうな考えをわけです。私は、いまここで即答を求めませんけれども、これは非常に重要な公共企業体の賃金問題でありますので、ひとつとくと前向きに検討していただきたいと思ひますが、いかがでしょう。その点をもう一ぺん……

○福田国務大臣 前向きに考えてみます。

○堀委員 そこまで話がきましたから、最近の経過についてちよっと、これは大蔵大臣を含めてお

聞きをいただきたいのでありますが、最近の春の賃上げの問題で、民間と公共企業体の平均を比べてみますと、民間は昭和四十年は一〇・三％、公共企業体は九・六％、〇・七％の差があります。四十一年は民間は一〇・四％、公共企業体は九・八％、〇・六％の開きがあります。四十二年は民間が一二・一％、公共企業体は一一・四％、〇・七％の開きがあります。四十三年は民間が一一・五％、公共企業体は一一・九％、ここまでは一・六％の開きになりました。四十四年は民間は一五・八％でありましたが、公労協は一三・七％でありました。ここまでは二・一％に乖離いたしました。最近の傾向は、民間の平均賃金の上昇率に比べて公労協の賃金の上昇率はだんだんと格差がいき目立ちつつあるわけです。

さっき私が読み上げましたように、公社法では「前項の給与は、国家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情」とありますから、「その他の事情」で多少下がっているといふことは別として、「を考慮して定めなければならない」というあるわけですから、この点は、私は公共企業体といへども企業の前向きな運営、さつき申し上げた能力をあげる、生産性を向上させるためには、やはり生産性の上がつた部分については当然さういふ配分をしていくというべきではないかと、今後民間と公企体で人間の取り合いが起ると思ふのです。労働市場が御承知のようにだんだん枯渇してくれば、この労働市場の中から、今後の企業はいかにして優秀な人材をとるかによつて、企業の能力なり将来は決定される、私はこう考えておるわけですから。その場合、優秀な能力のある人材をこの新しく出てくる人間の中から民間がどれだけとるか、公企体がどれだけとるかによつて、公企体の将来の能力の問題に非常に関係してくる、私はこういう判断をするわけでありまして、ここらについて、私は幾らにしろという話はいしたしません、この原則論の話をずつとしておるわけですから。原則的にはやはりそれらの問題についても配慮が必要である。民間と著しく乖離が広がっていくと

いうことは、やはり問題が将来に残るのではない。適当な幅でやはり民間賃金と関連を持たなければいけないのではないかと、こう思ひますけれども、大臣、その点についての考え方はいかがでしょうか。

○福田国務大臣 それはそのとおりと考えますが、最近では団体交渉、調停、そして最後には裁定だ、こういう経過を経てきめられております。そのきめられた結果が一体どうなつてゐるか、こういうお話だろと思ひますが、そのきめられた結果は、お話しのように一般の公務員に対し、また民間の勤労者に対し、均衡がとれておる形になつておる、こういうふうな承知しております。

○堀委員 均衡がとれておるとおっしゃつたけれども、この乖離はだんだん大きくなつてくるものですか……だから、私がいますと例にしたのは、実際の率がどうだといふ議論じゃないのです。民間と公共企業体が、たとえば最初に私が申し上げたように、〇・七とか〇・六とかという程度の幅が、だんだん乖離が大きくなつてきますので、このままではだんだん乖離が大きくなつてくることは、これは、さつき申し上げたように、人間をとるのに同じ競争に立たされておる以上は、あまりこれを大きくしては問題があるのではないかと。それは差が多少あるのはその場合によつて、いろいろ「その他の事情」とあつてやむを得ませんが、あまり乖離をしないようにしておかないとまずいのではないかと、このことを申し上げておるのです。この点いかがでしょうか。

○福田国務大臣 それはお話しのとおりなんです。ですから議論としては私はあなたのように考えます。実際はどうだといふと、乖離はない、こういうふうな思つておる、こういうことなんです。

○堀委員 労働省がいまさんから、ちよっと橋口次長に聞きますが、私がいますとあげたパーセンテージの計数には間違いありませんね。あなたのはうではどう理解しておりますか。——労働省の労政の方は帰つてしまいましたが、——それで

は大蔵省、私の申し上げた数字が間違っているかどうか、わかっていれば答えてください。

○橋口政府委員 先ほど先生の御指摘になりました民間の春闘相場と三公五現のベースアップの引き上げの率でございますが、おあげになりました計数は労働省の調べと符合いたしております。

○堀委員 ですから、いま私が申し上げたように、最初の〇・七ぐらいが四十三年には一・六になり、四十四年には二・一％に開いたということ、だんだん乖離がふえているわけです。〇・六とか七とかが一・六となると倍以上も乖離がふえる、その次は今度は一・六から二・一にふえたわけですから、私はこれで見ると乖離はふえつつある、こう見ておるわけです。ここまでふえてきたものをどうするかというのは今後の問題ですが、このままでいくと、どんどんこうなつたのではたいへんなことになるぞという感じがしますね。だからその点、前段のほうで私の考えと同じだとおっしゃっているからいいのですが、しかし現実が乖離しているから……。私はいま乖離をあまりしてはならぬぞという話をしているの、その点をちょっと認識の面を含めて……。

○福田国務大臣 先ほど申し上げておるとおり、乖離は現実の問題としてはない、こういう判断です。これが一厘一毛狂つておる、こういうふうにはあなたもおっしゃらぬと思いますが、しかし大体においてこれは均衡がとれている。これは去年の仲裁裁定でも、特にこの裁定は民間との乖離はない、こういうふうに行っていることでも明らかだと思ひます。

○堀委員 私が申し上げておるのは、その個々のものの額の中で申し上げているのではないのです。傾向で話をしておるわけです。ですから、そういう傾向は、それは中身が合つていけば傾向も合つてきてしかるべきだと私は思うのでありますが、その点は十分お考えいただきたい。こればかり言つておられませんか……。

したいのでありますけれども、さつき、国鉄は十四年から十年計画ということでお考えになつておるようです。専売公社なり電電公社も、いずれもいろいろお考えがあるのですが、最初に専売公社にお伺いしたいのですが、専売公社としては、いまは確かに賃金に關してだけは、率直に言つて当事者能力はありませぬ。もし当事者能力が完全に回復されたら仮定をした場合に、将来のあるべき賃金の決定というものは、どういふうなものか考え方の上でやつていかれるか。これはことしのお話ではございませぬ。要するに七〇年代というある展望の上に立つての、当事者能力が回復された場合における賃金決定に対しての心がまえというものは一体どういふことであるべきかという点について、ちょっと最初に専売公社の總裁に伺つておきたい。

○北島説明員 なかなかむずかしい問題でございしますが、現在では御承知のとおり一応当事者能力はありといふことではございしますが、給与総額制度あるいは法律で制限がございまして、思う存分自主的に解決することができないたてまえになつております。しかし方向としては、自主的に交渉して自主的に解決するという線は望ましいのでございまして、これは公社制度全体の制度の改廃という問題にも關連いたしますので、どうも私から申し上げかねるわけではございますが、方向としては、やはり自主的に交渉し、自主的に解決していくという方向であります。しかも賃金の内容においては民間賃金に劣らず、しかも能率に見合った給与が出来るようになれば、これよりしあわせなことはない、こう思つております。

○堀委員 そこで、確かに公社法はこういう制限がありますけれども、公労法のほうでは第八条で、御承知のように団体交渉による協約を認めております。団体交渉の事項として賃金、給与が認められておりますから、確かに一面的に、そういう当事者能力がないように法律は書いてあります。が、同時に、しかし公労法では、団体交渉をして

協約をつくつて、その協約そのものは政府を拘束するものではありませぬけれども、その協約を政府が国会に出してくれば、それはそれなりにいけるという別の道が一つ、私はここに講じられておると理解をされているわけですが、公社の場合には、それは別の可能な道と現在理解しておられるか、やや困難な問題があると考えておられるか、その点をちょっと伺つておきたい。

○北島説明員 公労法十六条と専売公社法の給与準則の規定との食い違いがございまして、はたしてこれをどういふうに法律的に読むべきか、なかなかむずかしいところでございまして、うけれども、かりに公労法十六条の規定が生きておるのだ、こういたしまして、いままでの現状におきましては、自主的に交渉し、団体交渉はいたしておりますが、団体交渉が妥結に至りませんで調停にいき、さらに仲裁にいつて裁定されておる、こういう状況でございします。

○堀委員 内閣法制局、入つていますね。——いまお聞きをいたしたいと思ひますが、さつきから私が何回も読んでおる、たとえば電電公社法の七十二条ですか、専売公社法四十三条の二十二に書かれておる給与準則の法律と、いまの公労法十六条というものが二つあるわけですね。これは法制局、どっちが優先するのですか。法律がこういうふうにかかれていけば、運用しようと思えば、この給与準則のほうは公労法十六条を拘束するものではないのかと私は理解するのでありますが、その点法律的にはどうなんでしょうか。

○真田政府委員 お答え申し上げます。

先ほど来、堀委員の御質問を伺つていまして私、感じたところなんですけれども、まず自主的に労使の交渉によつてきめていく、それがきまらない場合には第三者の機関の関与を得てあつせんとか調停とか仲裁とかという方法できめていくという一つの要請があるわけではございませぬ。これは労働政策上といひますか、労働関係を規律する上においての一つの要請だと存じます。ところで三公社は公

共企業体でございしますので、その財政については国会で民主的コントロールを必要とするというの、また一つの要請でございします。この二つの要請は必ずしもよく一致するわけではございせんので、その二つの要請を調整する手段といたしまして公労法の十六条なりあるいは国鉄法の四十四条、電電法では先ほどお読みになりました七十二条があるのだからと思ひます。

それで、公労法の十六条の規定とそれから国鉄法四十四条の規定とはどちらが優先するかとおっしゃいますけれども、どうも私、読んだ雰囲気においては、それはどうも矛盾するものではないと思ひますので、特に優劣関係を論ずるような必要はないのじやなからうかというように感じます。

○堀委員 いまあなたが答えになつた、要するに賃金がきまらない、きまらないから調停にいくんだ、こうなつておるのですか。なぜきまらないかという、この法律が、きまらないような答えをさせない仕組みになつておるのじやないですか。どうですか。いまこの書き方でいけば、さつきから私、何回も言つておるけれども、本来賃上げというものは予想されているにもかかわらず、要するに一元もベースアップを組んでいなくて、そのうしていまの給与準則のところでは、一事業年度の支出は国会の議決を経た当該事業年度の予算の中で定められた給与の総額をこえてはならない、こういう書き方をまずしたら、とにかくあなた、この法律だけが優先をするのなら、率直に言えは何かできないかといふことですか。いいですか。そうしてそのあとで、仲裁を例外規定として認めた。だからさつき私が議論しているように、この法律だけのたてまえからいけば、一元も組んでいないなら紛争を起す以外にはないのじやないかといふことについて、あなたは法律的にそれをどう理解しますか。

○真田政府委員 先ほど申し上げましたように、現行の公労法の十六条なり三公公社法のそれぞれの該規定は、先ほど申しました二つの要請を調整する実定法上の解決策として考え出された手段で

あろうと存じます。それが当事者能力があるかないかというような問題にからんで非常にむずかしいことが起きますので、先ほど運輸大臣でございましたか、お答えになりましたように、公務員制度審議会でもそれを取り上げて、もっといい解決法があるんじゃないかなとか、現行法ではたしていいかどうかという観点から御審議を願うことになっております。それは将来の立法政策の問題でございまして、現行法の解釈といたしましては、先ほど申しましたように現在そういう一つのルールがありまして、それに従って解釈しなくては行けないわけで、いまの三公社の当初の予算は給与費として一円も組んでいないじゃないかとおっしゃるのは、それは法律問題でございまして運用の問題でございまして、私のほうからそれが適法であるかどうかということをお答えすべき筋合いではないのじゃないかなと思いますから、御容赦を願いたいと思います。

○堀委員 そうすると、法律をすなおに読むと、要するにここに書かれていることは、まず七十二条の前段では、国会で定めた予算の中でしか給与を動かしてはいかぬ。だからあなたの調整部分というのは二項が調整部分ですよ。だから調整をしたのは二項だ。一項はこれの原則規定ですね。

○真田政府委員 その調整をいたしましたのは、つまり調整の手段として考えておる現行法のしかけは、公労法の十六条とそれからそれぞれの三公社法の当該支出規定と、そう申して全部だとうと存じますので、そのように解釈願いたいと思います。

○堀委員 いまの七十二条なり国鉄法四十四条あるいは公社法の四十三条の二十二は、いずれも議決された範囲しか給与を出しなさいと、こう規定しているのだから、これは調整じゃないですよ。ここは調整じゃないでしょう。それは規定しているのだから、その規定したことに對して二項で、要するにそれに対する調整を書いた、こうなっているわけですね。その調整というのは、だからここでは紛争を起す以外にはない

という調整ですね、と言って聞いているのです。紛争が起きなければ仲裁にいかないんだから。どうですか。

○真田政府委員 紛争を起さなければ絶対だめだというわけではございませんで……(堀委員)紛争が起きなくても仲裁にいくかいかないか言ってくたさい。とつぶやいた。私が申し上げましたその調整のしかけといたしましては、先ほど申しましたようになるべく労使間できめていただくという一つの要請と、それから財政についての国会のコントロールの必要性という要請との調整のしかけとして、このような現行法の仕組みができておるのだからというふうに申し上げたわけでございます。

○堀委員 もう一べん少し詰めてここは何っておきますが、要するにこの二項の調整は、「裁定があった場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、給与として支給するとき、適用しない」と、例外規定を設けたわけでしょう。それが調整ですね。だから、じゃ仲裁裁定というものは、紛争が起きなくても仲裁裁定は出ますか。そこからはっきり答えてください。

○真田政府委員 仲裁裁定は、これは申し上げるまでもなく紛争を前提としている制度でございまして。先ほど来私が申し上げておりますのは、二つの要請を調整する手段として現行の仕組みができておるのだから。それで、その現行の仕組みのやり方の中身といたしまして、両当事者間の、労使間の協定によつてものがきまった場合と、それから紛争が進展いたしました仲裁裁定によつてものがきまった場合とで、調整のやり方としてウエートの置き方が若干違っているのだらうということとばかりです。わかりますが、全然その調整のしかけとして……

○堀委員 いや、私はいま公労法十六条は聞いていないですよ。いまの給与準則のところだけ聞いておるんだから……。この給与準則の書き方は紛争を予定して書いてある。紛争をしたときだけ例

外ですと、こういうことでしょう。紛争がなければ仲裁は起きないんだから。あなたはいま、紛争を前提として仲裁があると言ったんだから、それならばその仲裁のほうを除けば、紛争を前提として仲裁を書いた、こういうことですね、法律は。法律的にそこだけ答えてください。

○真田政府委員 国鉄法四十四条の二項によりまして、第一項の当該規定が排除されるのはまさしく仲裁裁定のあった場合でございまして。仲裁裁定は紛争を前提とした制度でございまして。

○堀委員 だから私の言うように、紛争がなければ仲裁裁定がこない、ということとは紛争を前提として例外規定を書いた、こういうことですね。イエスカノーかだけ答えてください。

○真田政府委員 仲裁裁定のあった場合にだけ第二項が働くということはおっしゃる通りでございまして。

○堀委員 それは紛争がなければこへいかなんだから。私が言うのは、イエスカノーかだけ答えてもらいたいのですよ。あなた余分なことには要らない。イエスカノーか答えてください。問題ははっきりさせなければだめだ。

○真田政府委員 第二項の働くのは紛争を前提とする場合でございまして。

○堀委員 大蔵大臣、日本の法律の中に一九七〇年代というのは、労使の紛争があることを期待する時代ではないと私は思うのです。よろしゅうございしますか。やはり労使が紛争なくして、要するに仲よくやっていけるようにすることが、私は七〇年代の労使慣行のあるべき姿だと思っております。そうなれば、少なくともその三公社のこれらの法律は、第二項のほうは、このただし書きの部分、まことに重大な問題があると私は思うのです。いま法制局長が最終的に答えたように、紛争を前提として例外規定があるなどということは、これは私はこのままほうっておけぬ重要な問題だと思ふのです。

○福田国務大臣 これは何ごとによらず、紛争を前提とする、こういう考え方をとるべきものじゃないと思ひます。話し合いで済めなければならぬ、それがもう基本です。しかし話が平和的にきまらぬ、相互の了解に到達しないという場合もまたこれはあるわけです。その場合に対する処置を考えておかなければいかぬというので仲裁裁定ということになっておりますが、基本的な考えとしては、紛争ということがなるべくないようというのを念頭すべきものだと思ひます。

○堀委員 わかりました。そこで、確かに紛争が起きないようにするのがたてまえになりましたね。紛争が起きないことにするのをたてまえとして考えるならば、公労法十六条というものが、法制局が答えておられますような一つの調整の手段になっておるわけですね。ちょっと私読んでおきます。公労法十六条は、「公共企業体等の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。又国会によつて所定の行為がなされるまでは、そのような協定に基いていかなる資金といえども支出してはならない。2 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、事由を附しこれを国会に付議して、その承認を求めなければならぬ。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならぬ。国会による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。」というふうな定められているわけでありまして。その協定というのは、第八条で「第十一条及び第十二条第二項に規定するものほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができ。ただし、公共企業体等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。」「一 賃金その他の給与、その他云々と、こ

ういうふうなやつとあるわけですね。

ですから、私は結局、ここでもいま大臣のおっしゃる通りに、紛争を予想しないかつこうで問題を考えたいこうとするならば、前段としては紛争を起ささないようにするために、ある程度の給与

力行使が行なわれることは、結局国民にとつても大きなマイナスでありますし、労働者としても好きでやっておるわけではないので、どうにもならぬということ、団体交渉の中で提示されないからやるのだ、こうなるので、団体交渉の中でそういう額について、それが十分でなかったとしても、彼らも評価できる回答があれば考える、こうも

なっておりますのでありますから、この際は、評価ができるような回答を、自主交渉の中で三公社五現業の経営者が回答できるような条件が醸成されるように、どうかひとつ十分な配慮をお考え願いたいというのが、当面の三十日の大幅な実力行使を前提としての重要な問題だと思ひますので、その点を含めて、配慮について簡単にお答えをいたしたいと思ひます。

○福田國務大臣　三十日に実力行使が予定されておるといふ話であります、違法ストは許されません。しかし、いづれの形にいたしても、実力行使というようなことは避けることがこの際適切なことである、こういうふうに考えておるの、或時、或る程度、或る限りの努力をして、

て、政府としてもできる限りの努力をいたしますが、これは政府ばかりの問題ではないのであります。組合側においても協力をしてもら

うように、ぜひ御協力のほどをお願い申し上げます。

○堀委員 三公社のほうにお伺いをいたします。
いま大蔵大臣からああいう角度でお答えをいた
だきました。労働大臣からもああいう御答弁をい

ただきました。いまの大蔵大臣、労働大臣、運輸大臣、各政府の所管大臣の答弁を受けて、やはり

三公社の当事者としては、公社側の職員がそうい
う実力行使を行なうことはまことに重大なことで
ありますし、そのことによって不測のいろいろな

損害を国民に与えるということは当然避けなければならぬ問題であると思うのです。その点に（

いはいまの労働大臣、大蔵大臣の御答弁の線に沿って、ひとつ勇氣と責任をもって、そういう方

主的な交渉の段階で評価にたえるような回答が

きる方向で全力を傾けてやってもらいたい、こう
思いますが、それについての各公社の代表の御回
答をいただきたいと思ひます。

○北島説明員 専売公社といたしましては、従
来、と申ししても特にこの数年でございませ
が、できるだけ自主交渉の上に自主解決をしたい
という方向で前向きにまいっております。私もそ
の方向でまいっております。今後いろいろむずか
しい問題もございませ。事態もなお流動的では
ございませが、できるだけ一歩前進をやつてみ
たい、こう考えております。これには何といつても
政府の御協力、御理解がないとできないことと
ございませので、私も政府の御理解をお願いし
たいと思ひます。

○山田説明員 いま堀先生の一九七〇年度の賃金
のあり方について、非常に興味深く、と申しては
失礼でありますけれども、拝聴いたしました。

私も、過去において七回、十六条の手続を
とつております。最近では、三十六年以降はこの
手続をとらないで最終的には解決をいたして
おります。自主的に団体交渉の場をやりたいとい
うのが私も昔からの念願でございませが、率直に申
しまして、過去、一九五〇年の終りから六〇年
代に対しては、労使の間でも相当な相互不信の空
気がございませました。したがしまして、先生の立法
論的なお話を伺ひまして、これからその方向でや
りたいと思つておりますが、やはり労使の相互不
信の念を払拭するように、並行的に持つていか
なければいい結果が出てこないのじゃないか、こ
うに考えませ。

それから、現実の三十日の時点でございませ
が、残念ながらうちの関係の組合はやはり違法ス
トを計画して発表しているようでございませ。私
どもの国鉄に関する限りは、他の二公社とちよつ
と違ひまして、すでに問題が調停に入つておりま
す。そうして、先週、委員長の前頭による勧告が
出ておりまして、先ほどもちよつと再建計画との
関連の御質問がございませましたが、ことしはいま
までと違ひまして、われわれの問題は再建計画の土

俟の中で議論せざるを得ない。ことに昨年成立
いたしました法律もございませし、そういうような
環境になつておりまして、調停段階に入つてお
る。したがしまして、その関連で委員長の勧告が
出たのだらうと思ひませが、合理化の問題を詰め
なさい、それと並行的に新賃金の問題についても
さらに団交をやらないかという趣旨でございませ
ので、まさにそのとおり連日やつてゐるわけで
ございませ。その過程において、立法論は立法論
といたしまして、いま現実の法体系の中では調
停、仲裁、これがいままでの例でございませし、
すでに調停の段階に持ち込んだ問題に対して違法
なストをかまえるのは非常に残念であるといふこ
とで、組合のほうにも大いにその点は説得いた
してございませ。これからは努力いたすつもりで
ございませ。

○秋草説明員 先ほど来、堀先生及び政府御当局
から、いろいろこの問題につきましてありがた
い、また有益な御討議を拝聴いたしました。非常
に感謝してございませ。

私も、この種の問題、顧みますと十数年
かり合つてございませが、数年前以前は、国会の
あらゆる委員会でもしつちゅうこの問題はな
なしく論議されたものでございませ。ところが四
十二年から一歩前進いたしました。調停段階で多
少のこの問題の解決の曙光が開かれて以来、少
くとも私どもの労使間におきましては、ストは多
少の歴史はございませけれども、気分的にはたい
へんな変化が来だしてございませ。

それで、私どもの立場で、経験者から申しま
すれば、いま山田副総裁が申しましたように、この
問題については長い間の、どうしても意味がわか
らないというふうな意味の不信感が続かつて、か
なりつまらない紛争がもたれてきたというふう
に、いまから見れば残念に思つてございませが、
それが高じて、管理者すらも何か一つの劣等感と
か、そういうものすら持つようなことになつて
くる。これは非常にまずいことだと思ひませ。し
て、せつかくこの三年間続けてきた明るい路線とい

ものは一歩も後退しないで、わずかでもいい、もう
一歩一歩と少しずつ、でき得る線に近づけてい
ていただければ、私どもは非常にしあわせだと思
ひませ。一挙に今日完全無欠に行なうことはでき
ないと思ひませけれども、やがてそういう時代が
来れば非常にけつこうでございませから、少なく
とも一歩一歩、昨年よりも一歩進んでいただ
ければそういう道が開かれるような感じがしま
す。私どもは、早くそれを期待いたしまして、少
なくとも全力をあげて努力してまいりたい、か
ように思ふ次第でございませ。

○毛利委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 大蔵大臣にお伺ひしたいのです
が、先ほど運輸大臣に、経済社会発展計画で
大賃金が二・一％ずつこれから六年間伸びて
くだらう、こういう試算がされて、これは閣議
承認をしておられる。国鉄の再建計画を見ます
と、いま副総裁がお述べになつたように九％、再
建のいろいろないわゆる合理化計画、こういう
うなものとからみ合つて、これはすなわち人員
を、十六万五千を再建計画では六万減らすとい
ふことになつてゐるわけですが、そういうのと、さ
らに赤字線を廃止するあるいは中間の小販等の旅
客取り扱い、貨物取り扱い等をばたばた整理して
無人化するとか、こういう国民にとつてもまた国
鉄の労働者にとつても非常に抵抗の多い問題点を
非常にかかえてゐる再建案と抱き合せてなければ
やれないということが表明されてゐる。しか
し、一方において、給与の引き上げは九％しか上
げないのだ。一般全産業を通じての賃金労働者の
賃金引き上げは二・一％ここ六年は少なくとも
続くだらう、こういうことを政府も承認されて
ゐる。これから見ても三％も低いものが、しかも首
切りだとかあるいは無人化だとか業務の縮小とい
うような形を意味する合理化計画、こういうもの
をのまない限りその九％すら実施しないといふこ
とでいいのだらうか、こういう問題点があるとい
ふのです。

三公社の中でも国鉄の場合は――ほかの電電公
社も専売公社もとにかく利益が予算で計上される
企業体ですが、国鉄の場合には逆に赤字が計上さ
れる状態、こういう中で、そういう賃上げに対す
る基本的な態度というものは、額面でも九％と
一・二％というふうなことで、一般を三％も下回
る。十年先を見通せば四〇％も差が開くといふ
うなものになつてゐる。しかもそれすらも、九％
といふものすらも、首切りを労働者がのまなけれ
ばやらないのだ、こういう状態になつてゐる。こ
れは非常に問題があると思ふのです。

これは、政府の国鉄に対する対策がきつめて貧
しいといふか、たとえばフランス国鉄は、日本と
同じ意味の国鉄ではないにしても、予算の二〇％
は政府が直接、金を出してゐる。ところが今度、
再建補助金あるいは再建債の利子補給金、こうい
うようなものでようやく百二十億、予算規模に
対して大体〇・一五％ぐらいですか、〇・一五％
にもならないぐらゐ、こういうものしか国は出し
てない。それで二兆円にもなるような長期の借金
を持つて国鉄が運営されてゐる。元利払いで千六
百億にもなるという、そういう企業体になつて
ゐる。そういう場合に、少なくともほかの公共企業
体並みの賃上げというものは、これは当然や
り政府の責任においても確保していかなければな
るまいと思ふのです。おまえのところはこうい
う状態で、モータリゼーションや、航空機の発達
や、あるいはトラクタの発達や、そういうような
ものとの競合にさらされて、かつて独占を誇つた
時代とは違ふのだから低賃金であきらめろ、こ
ういふことではいけないと思ふのです。それに対
してはやはり政府みずから何らかの財政的な対策
というものを、人並みの賃金を与えられるだけの対
策というものは講じてやらなければならぬ立場
にあるだらうと私は思ふのです。この点について
の大臣のお考えをこの際はつきりお聞きいたした
いと思ふわけだ。

○福田国務大臣 国鉄といふことも企業体でござ
いますから、時世の変化に対応して近代化、合理
化はしなければならぬと思ひませ。これをほう

ておいて、親方日の丸じゃございませんけれども、賃上げというわけにもいかぬと思う。やはりこれは両々相からまった問題だというふうに考えますが、しかし現にその職にある者に対しては、その生活についてできる限りの配慮をする、これまた国鉄当局として当然のことだと思えます。私が申し上げたいのは、それはそれとして、その近代化、合理化、この努力を怠っては相ならぬというふうに考えます。

○広瀬(秀)委員 大臣忙しいようですから、これ一問でやめますけれども、ことしの予算で百二十億ばかりの再建援助金を組まれたわけだけれども、国鉄の予算に対しては○・一ちよっとというふうなものしか出してない。こういうようなことでは、フランスが二〇％出しているというのから見ましてもたいへんな差なんですね。何らかの形でもっとこういう面を強化をして、少なくとも国鉄の現在の職員に対してもほかの公共企業体並みの賃金を保証する、そういう気持ちはあるわけですか、ないわけですか、その点をお伺いしたい。

○福田(秀)大臣 先ほど申し上げているとおり、現に働いておる職員に対しては、賃金の面で最大限の努力をする、これは私当然のことだと思えます。しかし同時に、いま国鉄がどうして苦境に立たたかという点も反省する、それに対して組合側の協力、これも私は当然必要だと思えます。これは両々相まって国鉄というものが安定していくんだ、働く者もまたその管理者も、ほんとうに一体となつてこの再建に取り組むべきだろう、こういうふうな思いをします。

○広瀬(秀)委員 大蔵大臣、非常に時間がないようですからこれでけっこうです。しかし十分努力していただくことを要求をいたしておきます。次に、時間もございませんので、林野庁長官お見えますね。

林野庁は三公社五現業の一つでありますから、伺いをいたしたいわけですが、いま国有林野の事業に働いておる人たちが、職員のほかに常用作業

員あるいは定期作業員といわれる人たちがおりますね。これが年々人数もだんだん減つてきているという資料を私も持つておるわけなんです。そこで、国有林野の造林あるいはその後の刈り払いであるとか、下枝取りであるとか、間伐であるとかいうような作業、あるいは伐採の作業、搬出の作業、こういうようなものなんかは、やはりこの常用、定期の作業員に負うところが非常に大きいのだろうと思うのです。そういうようなことで、いま皆さんが考えておる国有林野の作業というものは、労働力の面で不自由を感じているのか感じていないのか。こういうようにどんどん作業員が少なくなつていくということではないのかどうか。この点について林野庁としてはどういうようにお考えになつておられるか、まずその点をお伺いしたいと思います。

○松本(守)政府委員 現在の時点では、おおむね所用の労働力は確保されておるというふうに考えております。ただ、その質的な内容の劣弱化という傾向にあると思ひますので、将来に問題があるということは言えるかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 質的に非常に劣つてきているという状態でございますが、それはいわゆる男性から女性労働化する、あるいは老齢化するというような問題点だらうと思うのですが、その原因はどうかあるとお考えですか。

○松本(守)政府委員 その原因は、国有林の事業が行なわれておる地帯が大体過疎地帯でございます。過疎地帯において人口が流動しておる、しかもマイナスイに流動しておるということから、そういう原因が出てくるのかと存じます。

○広瀬(秀)委員 おっしゃるとおり、国有林の存在する地帯というのは過疎地帯に間違いありません。したがつて、そういうところからどんどん若い優秀な労働力は都会に向かつて働きに出る。より生産性の高い、より高い賃金の得られる職場にと流動していくことは当然であります。それと同じく、賃金の問題と身分の問題、非常に不安定な雇用関係であるというふうなことで、通年雇用というよ

うな問題が絶えずそういう人たちが出入り、あるいはまた賃金が、今日両者を平均してみますと、一日基準賃金では九百円から一千円の間くらいのとこだというふうなことも言われておるわけでありまして、そういうような問題について、今度の場合に、林野庁の職員以外に、皆さんは仕事をやっていく上において、こういう何万という数字では三万九千くらいというふうであります。こういう人たちの賃金をやはり同時に引き上げていく、こういうような配慮というものがなければ、国有林野の山の中で、しかも人里離れた山の中で国有林野を植林し、あるいはいろいろ管理をしていく、培養していくというふうな仕事、こういうところに働く人たちがほとんど少なくなつてしまつて、国有林事業の健全な発展というものは、そういう面から、労働力が得られないというふうな面から予定どおり作業が進んでいかない、事業経営全体が大きなマイナスイになつていく、こういうようなことを十分ひとつ考へなければならぬ時期にあると思ひます。そういう面では、いわゆる公共企業体労働者という形のワケ外に置かれておるこういう人たちに對して、賃上げの問題、適正に賃金を引き上げていくということについてどういふお考えを持たれておるか、この際聞いておきたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 国有林で定員外と申しますか、いま先生からお話のありました作業員がございまして、この賃金の決定の考え方は、同職種の他企業、またその地帯における他の賃金、そういうものを勘案しながら生産性の向上を目的に毎年賃上げをやっております。いま先生からお話のありました九百何円というのがございまして、が、もうすでに現在では九百円というのはほとんどないかと思ひます。出来高で三千円近い、あるいは日給制でも、造林で申し上げますと千二百円くらいのもので、これは四十三年の実績でございますが、お出ししております。今後情勢を見ながら、なお処遇の改善については努力をしたい、このように存じます。

○広瀬(秀)委員 平均して千二、三百円程度にはなつておるというお話のようでありまして、大体国有林の仕事というものは、実際にはこういう人たちが造林もし、造林後の下草刈りなども行ない、あるいは間伐をや、下枝おろしをやる。そういう仕事をしておる人たちがよくて国有林は維持されている。また国有林の使命とするところが達成されていると見てもいいですね。実際に木を植えておる人がいなければ国有林はまる坊主になるわけですよ。そういう人たちがみんなやつておる。それが現在では千三百円。出来高払いでやるといふ場合には三千円くらいになるといふ場合もあり得るというところでございます。平均しては月額にしてせいぜい三万円から三万五千円くらいだ、毎日働くわけではないから。そういうことですから、少なくともこの面について、真に国土保全、森林資源の開発、強化、充実を考えていくというふうな立場に立つのなら、しかも過疎地帯でもう絶対的にこれから労働力が得られなくなつてくるという傾向というものは非常に強いわけですね。そういう問題についてはもっとも、職員並みあるいはそれ以上にこの面を重視していかねければ、国有林の発展というものは全く考えられないことだ、こういうふうに考えますが、そういうお考えと了承してよろしくございませうか。

○松本(守)政府委員 常勤と申しますか、作業員にも大別をいたしまして幾つかの種類がございまして、一年じゅうを通じて働いてもらう人、それから季節的に働いてもらう人、また臨時にお願いをする人があるわけでありまして、それぞれ雇用区分別にも処遇が違つておる。そういうものにつきましましては、いままでのそういういたつた労使の地場賃金と申しますか、そういうものを基準に毎年賃金を決定しております。今後の労働力の逼迫という事態を考えまして、雇用の安定、処遇の改善というのは、当然企業としても考えてまいらなければならぬと存じます。ただ林業におきまして、自然の制約を受ける。造林事業は一定の季節がございまして、一年じゅう

うその仕事が続くことにはなりません。そういった季節を克服する新しい技術の開発というものは、逐次進めておりますが、しかしいまの段階ではまだまだ季節に非常な大きな制約を受ける点がござります。

それともう一つは、いま日本林業は自由化をされている。ほとんど木材は全面自由化に近い自由化であります。昨今の輸入のそれを見ますと、半分近いものが外国から入ってきている。しかも外材は国内材に比べて安いという事態もありまして、今後国有林としても日本林業としても生産の能率の向上、事業の改善というものに真剣に取り組んでいかなければならない、このように考えております。

○広瀬(秀)委員 長官にそういう一般的なことを聞いたんじゃない、そういうことはわかっているのです。とにかく木材の輸入も自由化されて、外材が総需要量の半分以上を占めるといふような状態になってきている。しかし日本の国有林にはまだまだ造林適地も数多く残っているし、しかも水資源も確保していかなければならない。これは、治山と治水は一体の問題だ。そういう立場においても、国土保全の立場からも、さらに外材を安くからとってどんどん外国から入れてくるということでは、国有林は遊んでいて、はげ山になっていく、ということにならば、これはたいへんなことだと思ふのです。しかも過疎地帯において労働力はほとんど流出するといふような中で、そういう地帯にある国有林の発展充実をはかつていく、森林資源を確保していくといふような立場、それが当然水資源の確保にもなるし国土保全にもなるし、あるいは風致関係の緑を国民に供給するといふことにもなる。そういう問題などを考えても、要はやはり第一線ではとくに山に木を植えていく人たちが、そしてそれを育てていく人たちが、こういう人たちをもっと大事にしなければいけません。そういう第一線の作業員といふものを、いろいろ非常にむずかしい条件はあるけれども、これを大事にしていかなければ、やがて

はもう国有林は、放置のまま、ほったらかしっぱなしだ、こういうような状態になって荒廃をしていくであろう、こういうようなことが考えられる。そういう大局的な立場に立つても、今日なお、日給千三百円くらいにはなるといふけれども、そういうものも他産業の労働者から比較して絶対的に低いわけなんだ。だからこういうものを、もっと、先ほどから公共企業体全体の、あるいは五現業全体の賃上げといふものについて真剣な審議がされたんだけれども、そういう中で、その人たちが以上にむしる、こういう人の今日非常に低位にある賃金——その人たちの調査をしてみても、世間一般の賃金をもらっているのを見る者なんかは、わずかに二〇%ぐらいしかない、はるかに低いといふのが三〇%もある、やや低いといふのが四六%もある。そうして、賃金が上がったかどうかというところに使うかという設問をしてみると、健康と休養、その次には食生活の改善だ、こういう人間としての生活の最低ぎりぎりのところにある。こういうようなことを考えましても、これは長官として非常に高い国土保全という立場に立って、あるいはまたこの人たちが当面している現在の低い生活、劣悪な生活を改善して、森林労働者を確保していくというきわめて身近な問題意識といたしまして、その両面からいって、職員一般よりもむしろ引き上げ率を高めていくといふようなあたりたい、これは当然の配慮であります。が、そういう配慮があつてしかるべきだ、こういうふうに私は思ふのです。そういう方向で努力されるお気持ちがありますか。

○松本(守)政府委員 いま労働組合と賃金のアップにつきまして団体交渉中でございます。先ほど申し上げましたように、民間の農業の賃金に比べても国有林の賃金は相当上回っております。また民間の林業賃金に比べてもある程度上回っております。それから百人以上五百人未満の製造業の賃金に比べても遜色はないということが国有林の賃金統計から出ております。それはそれとして、今後の事態に対応いたしまして、労働力の確保という

面からも取り組んで、この賃金の額の決定につきましては十分慎重に考慮をしたい、このように思っております。

○広瀬(秀)委員 そういふ甘いお考えを持っておられるとたいへんなことになるということを、私はきょうは長官に警告をいたしておきたいと思ひます。この問題については、ほんとうに国有林に働く労働力を確保するといふ立場からみると、真剣に考えていかなければ、もうあと二、三年たつたらたいへんなことだ。もうどうにも作業員が集まらぬといふ事態になりかねない。そういうものがもうどんどん進行しつつあるといふことを強く申し上げて、最後にできるだけ努力したいといふことで、今度の賃上げに際しても、最大の賃上げを実現するように強く要望いたします、時間もございませんでこれで終わりにいたします。

○平松説明員 お答えいたします。わが国の沿岸漁業は非常に規模が零細でございまして、かつまた漁業が天候に支配されるというふうな事情でございまして、経営基盤が不安定で、勢い再生産にも支障を来たす場合もあるし、生活にも支障を来たす場合もあるといふようなことから、そういうふうな漁業者の経営の不安定というふうなものを安定的な方向へ持っていくという趣旨で漁業共済をやっておりますことは先生御承知のとおりであると思ひます。しかしながら、漁業といふものの性格上必ずしも漁業共済が現在の姿で、私どもが考えておることが十全の姿であるかどうかは別でございまして、万全なものに持っていくことを追及いたしまして、万全なものに持っていくたいといふふうに考えておるわけでござい

午後一時十一分休憩

午後四時二分開議

○毛利委員 休憩前に引き続き会議を開きます。漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を議題といたします。

○美濃委員 まず第一点として考えなければならぬことは、この制度の中で、たとえばこれは損害共済ですが、損害共済でも火災などはあらかじめ危険率の予測といふのは、その状態によって予測はできますけれども、確定的な予測はできないものであります。この漁業共済は、制度が悪いために非常に加入する者の選択といふものが、きわめて災害が発生しやすい条件の者のみが入つておる。それから、たとえば生命保険であればかなり重症の病人が無審査で入つてくる。そういう者のみが加入対象になつておる。者のみといふのは言い過ぎかもしれませんが、おおそ大別して任意加入でやつておる。危険率の高い者のみが、その制度から見て掛け金は非常に高くても、それを越える危険率の高い地域あるいはそういう者が、漁獲においても養殖においても入つてくる。危険率がきわめて低い者は、任意加入ですから入らない、こういう欠陥が私にはあると思ふ。それも沿岸漁業を補償するのですから、それを悪いと私は指摘しているわけではないのです。それはそれなりの意義が

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。美濃政一君。

○美濃委員 この法律は漁業関係の会計の赤字に對して一般会計から繰り入れるという簡単な法律でありますから、法律そのものには私としては別にそう質問するようなことはないと思ひますが、なぜこうなるのか、この原因を究明されなければならぬと思ふのです。この原因は何なのか。制度から見た諸問題があると思ふのです。その諸問題について若干の質問をいたしたいと思ひます。

まず第一点として、政府当局が考えておる漁

あります。それはそれでけっこうなんですけれども、そういう赤字が出たとしても、そういう面での共済金というものが払われることによって、そういう災害から沿岸漁民が救済を受けておるわけでありまして、赤字が発生したからいけないとかあるいは赤字が発生するからだめだという意図から言っておるわけではない。しかし、共済というものはもう少し制度を改正して、そうしてお互い相互扶助になるように、全員がほとんど共済に該当する。漁家なら漁家はほとんど八〇%以上の者が加入しておる、あるいはそういう時点をみてこういう政府管理の共済というものは義務加入にする、そこまでの共済を進めるべきだと思ふのです。あるいは七〇%以上加入してくるといふことは、ほとんど全国の漁民が大体共済というものの制度に納得ができるから加入意欲が起きてくるわけですね。そこまですれば、あと二割、三割の未加入者といふことが、加入する者がなくて、そこで義務加入制度をしなくてはならない。そうして大数の法則によって、ほとんど対象は一〇%加入の中で相互共済が行なわれていくというのが、私は、共済の原則でないか、こう思ふのです。そういう進め方についてどう考へておるか。

○平松説明員 先生御指摘のように、共済制度でございまして、漁業者相互の間で互いに救済合うという趣旨からいいますと、漁業者が全員加入するという姿が最も望ましい姿であらうというふうに考へるわけでございます。ただ現在の共済制度につきましてはまだ発足して日が残りでございますので、共済の仕組み自身につきましても、必ずしも方式として義務加入を可能ならしめるような形でない。たとえば漁獲の金額が明らかでないものについては、漁獲共済についてはその損害の程度がわからないというふうなこともございまして、漁獲金額を明らかにしなければならぬ、義務加入にした場合にはそういう形のものがないまいかといつかまえられるものかどうかという問題もございまして、それから義務加入というものを必然ならしめるような形の理論的な根拠が十分であるかどうかという点についての吟味もまた必要だろうというふうに考へますので、将来の方向としてはそういうことを検討してまいらなければならぬだろう。ただ先生がおっしゃいますように、逆選択という方向に走らないようにという意味から、私たちとしては、先生の御指摘になったような弊害が起こることをできるだけ少なくする方向といたしましては、集合加入とか連合加入という組織をとって、全員がむしろ好んで加入するという姿にもつてまいりたいと思へているわけでございます。

○美濃委員 そうすると、この漁業災害の関係は制度改正を必要とする。これは他の損害保険あるいは生命保険等と比較して、統計上の計数あるいは発生する原因の状態をきわめて捕捉しがたい条件のものに対して、保険設計を改善するわけですから、改善ではだめなわけですから、保険設計を改善することになると、これはどなたがしてもかなり努力を要する。ただ、言えることは、任意共済で発足して、四十二年だったと思ふのですが、かなり大幅に改正してすでに三年を経過した。この実績の上に立つて、ことしじゅうにはいろいろ検討が行なわれ、明年あたりは、やった結果の実績に基づいてかなり修正するということが大切だと思ふのです。ですからそういう準備をしておるかどうか。いろいろ三年間の実績が出たわけですから、その実績が私がいま申し上げたとおり、またあなたが肯定したとおりの実績なわけです。逆選択が非常に多い。それに対してそういう準備を進めておるかどうか、この状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

○平松説明員 先生御承知のとおり、現在の国による保険制度というのは四十二年に発足いたしましたばかりでございます。確かに年数から申しますと、四十二年に発足いたしましたことになりまして、三年間経過したということになります。その実績ということになります。

と、四十四年度に契約したものがまだその実績が明らかでないということでありまして、過去の事実の集積が不十分でございまして、それを踏まえまして吟味をするということではなければならぬ、だらうと思ひます。私ももといたしましては、国の保険が始まります時期におきまして相当の改正を行なうて国の保険を開始したわけでございますから、その三年間の実績を十分吟味いたしましたし、確かに先生がおっしゃったような問題もございまして、その他いろいろ問題がございまして、改善するという方向で検討はしてまいりたいと思つております。

○美濃委員 次に、今年度の予算で、国の保険が出版する前の約六億円の赤字に対しては計上されておりますか。この内容を御説明いただきたい。

○平松説明員 先ほど申し上げましたとおり、国による漁業共済保険は四十二年度から実施されたわけでございますが、その前に漁業団体で災害共済を実施しておったわけでございます。その共済を実施したしております段階で、主としてノリの災害によるものでございまして、約五億六千万円ばかりの不足金が出てまいりました。それを借り入れて払うということによつて三千万ばかりの赤字を支払ひました。合計五億九千三百万程度の金額が赤字として出ておるわけでございますが、その赤字につきましまして、今年度の予算におきまして、まず共済団体の連合会に三億円の補助金を交付いたしますとともに、漁業共済基金から二億円の無利子融資をする、その資金の運用によつて残りの二億九千万ほどの赤字を補てんしていくというふうにしていただきたいというふうなことで、いま申し上げたような三億円の補助金と、それから別途漁業共済から二億円の無利子融資をしていただく、その財源といたしまして国から一億円の融資をするということにいたしておるわけでございます。

○美濃委員 どういう理由でこういうのはんばな——これは保険開始前に出たのですから、今回の政府保険になった後の繰り入れと同じ質のものなんです。どうして五億九千三百万全額補助しないのか。二億の無利子融資というけれども、これは二億の金を無利子で貸して、それを通例利回りで運用したとしても、補助金が三億円で約半分、二億九千三百万の赤字を補てんするため、二億の無利子融資で、その運用利回りによって解消していくといつたって、なかなか長い年限を要すると思ふのです。この二億というのは何年で利回り計算をして、無利子の二億の運用効果によつて二億九千三百万の赤字が消えるといつても、これは基金から借りておるのでしょうか。基金の利回りは何ぼですか。二億九千三百万の借り入れは、借り入れたのですから利子がつくことになっておるのです。基金の利回りがあれば、二億九千三百万の金は、借り入れ金に利子がついて、その利子を払わなければならぬ。まあ三億は補助金ですからけつこうだと思ひますけれども、その無利子融資よりも上回る赤字に、借り入れ金に利息がついて、それを二億の無利子の運用で解消する、これはなかなか解消できぬのじゃないかと思ひますが、それはどうなんですか。

○平松説明員 確かにいま先生御指摘のように、全額国から補助するということができれば一番望ましいわけでございますけれども、財政上その他もございまして、たゞいま御説明申し上げたような措置をとったわけでございますが、団体のほうにいたしましては、三億円の補助金と基金から無利子で借りました二億のうち一億五千万、合計四億五千万を七分三厘程度で回すということにいたしまして、欠損金を埋めていく。欠損金は五億九千三百万から三億を引いた金額でございますから、二億九千三百万ほど、それをいま申し上げたような形で消していくというふうなことで考へておるわけでございます。

○美濃委員 この借り入れ金の利息は何ぼですか、基金の。

○平松説明員 一般的に基金から借りております

お金は五分五厘で借りております。この二億円については無利子で借りるということになっております。

○美濃委員 これは五分五厘の利子で借りて、これではなかなか解消できないと思うのですが、これは措置しないよりは措置をすれば楽になります。これはどうですか、私は、こういう措置では赤字解消がかなり年限を要することになります。

○平松説明員 年利七分三厘で運用するわけでございます。

○美濃委員 一分何厘差ですから、たとえば五億あったとしてもかなり長い年限になりますね。この年限を、解消するまでこの無利子は続けるのですか、この二億の無利子というのは。

○平松説明員 運用できますのは三億と一億五千万ですから、四億五千万を七分三厘で運用する。先生おっしゃった五分五厘という金額につきましては、漁業連のほうの赤字ということでございすから、これは大体三億足らずだと思ひます。その金額を運用するというところでございすので、先生が計算なさいました七分三厘と五分五厘の差よりは早いというふうに考えるわけでございす。

それから、基金からの無利子の貸し付けの二億でございす、これは黒字に転換するまで無利子で貸すということをお願いをいたしたいと思ひます。

○美濃委員 次に、お尋ねしたいことは、この保険が発足して、片や保険のほうは赤字で今繰り入れを必要とする。同時に、漁業共済組合連合会に政府保険ができて、それに加入した後の赤字が、これは他の分と合わせれば約十億になるわけですが、しかし十億のうち五億九千三百万です。

か、約六億といつておつたこの分は、年限はずいぶん長くかかるようですが、措置するということになる。そうすると、差し引き四億で、その中で政府の保険に入っていない漁具共済があり、政府が、そういうものを除いても二億数千万の、政府会計が赤字になるときは連帯して連合会に赤字が発生する。これはどう措置していくのですか。

○平松説明員 今回予算措置をいたしましたものにつきまして、これは国の保険が始まるということによりまして、漁業共済組合の手元に残るものを国に吸い上げてしまふという制度的な措置をしたわけでございす。それから、本来長期設計をいたしてございす、長期間に均衡するということよりな前提に立つて仕組んでございす、その中途に制度改変をいたしましたときに、連合会では償却できないという分について今回措置をいたしたわけでございす。その残りのものにつきましては、共済の設計で長期適用いたしてございす。限りにおいては、収支均衡するような事態が出てくるというふうなことを考へておるわけでございす。

○美濃委員 しかし、前段に申し上げたように、仕組みそのものは逆選択加入が多いわけですから、私はそれはならぬのではないかと思ひます。現在の制度、現在の方法そのままでこれを継続していくと、災害の少ない年の掛け金で、災害率の少ないときの収支余剰でこれが解消されるというのだから、現在の制度、現在のようない前段に申し上げたような状態です。それから、このような状態での共済が推移すると、解消されないで、もう少し増大していくだらう、こう考へるわけですね。増大するだらう、こう予測するわけですね。一年ぐらひは収支余剰の出る年があつても、赤字になる年が多い、こう思ふのです。そうすると、この共済組合連合会に基金でそれを補完するから、他の事業団体と違つて、その赤字のために直ちに業務運営が行き詰まるということは、これは不当な支出さえなければ、災害に伴う支出のための赤字は当然です。共済団体ですから、そのことによつて、基金でそれを補完していくから、業務運営には支

障は来たさぬといふことは言えるのですけれども、しかし、基金といへども、やはり基金は基金なりの方針があるから、いつまでも無限大に基金で補完を続けるということとは、これは業務運営の正常性ではないわけですね。業務運営に支障を来たさないといふことは言えるけれども、しかし、そのまゝ置いておくといふことについては、やはり共済団体として、行政上の管理監督上から見ても正常な状態とは言えないわけですね。一時的な状態であればそれはいいと思ふのですけれども、一時的な状態とは言えないと思ふのです。ですからこれもひとつ検討して——いま業務運営に支障を来たさぬからこゝし直ちにとは私申し上げませんけれども、やはり次の段階で検討して、これは補助金で赤字解消してやるべきだ。正常な状態にして管理運営をやらす、こういう配慮が必要だと思ふのです。いまのお話では、解消されるだらうと言ふけれども、ちよつとそうならぬのではないか、こう思ふのですが、いかがですか。

○平松説明員 現在漁業共済連合会に発生いたしてございす赤字につきましては、大半がノリの赤字といふことでございまして、同じ漁業共済の中でも、漁業災害補償制度の中でも、ノリ以外のものについては赤字が出ておるといふものもございす。確かにノリにつきましては御指摘のような赤字の状態である。この点につきましては、四十四年度を除きまして、その前二、三年は海温の異常高温というやうな事態がございまして、不作のためにノリが赤字であつたといふ事態が起つておると考へますけれども、四十四年度のノリにつきましては空前の豊作であるといふやうなことがいわれてございすし、ノリ養殖につきましても、冷凍網であるとか、ノリの養殖栽培についての技術の進歩もございすやうでございすから、やはり長期的に見ました場合には、私どもは黒字に変化し得るという力があるのではないかと、いふやうに考へてございすけれども、先生御指摘のやうな事態が起りました場合には、またその事態において検討してまいりたいと考へます。

○美濃委員 次に、いま漁獲の話が出ましたが、漁獲共済はいまのところ制度として、共済としてはちよつと過酷ですね。損害率の捕提、これに伴つて設計上計算された共済掛け金——漁村を回ると非常に言われるわけですね。加入したいのだけれども、掛け捨てでこういう高いものに加入するのであれば自己積み立てをする、あるいは困ったときはどうなるかという高い金は払えない、こういう現象です。私は、共済といふものは、大きな赤字は設計上避けるべきであるけれども、ある程度の、今回措置したノリだけでこのくらの赤字の出ることは当然だと思ふのです。赤字が出るやうなものでなければ——他の民営企業の収支とは違ひまして、この種の仕組みといふものは、何か大きな災害が発生すると赤字になる、それを財政的に補完してやるところに加入の合理性といふものが生じるのです。この仕組みで黒字で堅調であるといふやうなものをつくつたら、それは共済でない。その制度に加入しようとする非常に生活が圧迫される、零細な沿岸漁民は反対に生活が圧迫され、とても入り切れないという問題が出てくるわけですね。ですから、黒字であるといふことは何も喜ばしいことではないのです。やはり災害の多い年はある程度赤字で推移するやうな状態で、沿岸漁民の漁獲高変動、あるいは養殖に伴う災害をこの共済によつて守つてやろう、そして生活の安定を期すといふものでありまして、赤字の出ることはやむを得ないと思ふのです。

ですから、先ほど申し上げたやうに、全体を通じてそういう考へ方で制度改正をしていくと、比較的全体の加入意欲が高まつて、そうして結果は多数の加入が得られて、相互共済の目的が達成される。逆選択であれば赤字になるものが、そういう制度の強化によつて相互共済の目的が達成される。逆選択であれば赤字であるけれども、全体の加入意欲が高まつて、全体加入によつて、ある面では災害が起つても全体で持ち合ひになつて赤字が比較的少なくなる、こういうやうに持つていか

なければならぬと思う。そう考えると、いまちょっとお話をあらためた、漁獲は黒字だ、この黒字そのものが非常に漁獲共済の加入意欲を阻害してしまっている、こう言えると思うのです。私はそう見ておるのですが、どうですか。

○平松説明員 確かに先生おっしゃる通りに、漁民の側からいいますと、掛け金よりも共済金として受け取るもののほうが大きいということではないと魅力がない、おっしゃるとおりだろうと思うのです。ただ、保険なり共済の仕組みを設計することは、常時赤字が出るという仕組みを設計することはこれまたおかしい話で、この間の妥協的な形式と申しますか、その両者の妥協を要させる、両者の要求を満たすという意味におきまして、掛け金の国庫負担ということをやりますと、その両者の妥協を満たす。その結果、保険としては、共済としては黒字赤字ととん、そして漁民のほうに共済に加入することによって幾らかプラスになるということになるわけでございます。漁獲共済のほうが多量赤字でございますというところは、決していばるつもりで申し上げたわけではございません。計算上そういうことになっております。仕組みといたしましてはそういう仕組みでやるべきではなからうかと考えております。

しかし、いまお話しになりました、漁民のほうで掛け金が高いというようにもなっております。漁獲共済の中に共済掛け金率を全国一律にしているというようにもなっております。そういう点について、被害の低い地域については、国庫負担があってもなおかつ不十分だ、不満足たというようにもなっております。漸次共済実績が整ってまいっておりますので、地域に応じた、被害状況に応じた掛け金率というものに、組合員が満足いくような形で改正してまいりたいという方向で努力してまいりたいというふうに考えております。

○美濃委員 次は、これは今回の措置とは別にありますけれども、非常に漁業というのは海難が多い職業であり、比較的、陸上の建設現場やなんか

と違って、事故が起きると死亡事故が多いわけですね。身体障害事故というのは、海の水の上です。比較的、ゼロとは言いませんけれども、ゼロに近い。非常に海難に伴う死亡事故が多い。状態は違いますが、交通事故とか、そういうものはかなりやかましく言いますけれども、これは殉職ですからね。この殉職に対する、海難事故に対する措置が不十分だと私は思う。これは国民の大切なたん白食糧を捕獲している業種なんです。そう、そういう点をもうちょっと改善しないと、やはりこれは御存じのように漁業後継者がなくなると。将来漁業に従事する者はきわめて少なくなると。現在でも漁業従事者の年齢は非常に高齢になって、補充率は非常に低くなっている。

ずっと計算してみると、かなり先を心配されるわけですね。これは直接給与や何かを政府が補助するわけにはなかなかいかぬでしょうが、せめて海難事故に対してもう少し制度を強化する必要があると思う。現在行なっている制度では、現在私の手元にある資料では、約四千世帯と見ておりますが、長い年限で計算すると別だけれども、海難事故によってかなりみじめな生活をしている世帯が約四千あるのではないかと、こう見ているわけですね。それらの見方について、政府当局のほうではそれはどのくらいの世帯と見ているのか。それらの点について検討が進められているかどうか。現在のままではよろしいとお考えになるのか、海難事故に対する制度をもう少し強化しなければならぬと考えているのか。

○平松説明員 ただいま先生から御指摘の面につきましては、現在の制度といたしましては、二十トン以上の漁船につきましては船員保険法が適用になります。二十トン未満の漁船については、五トン以上の漁船については労働災害補償法が、漁船五トン未満につきましては任意適用というようになことで、一応一般の労働者より手厚い保護が実際にについては行なわれているというところは言っても差しつかえなからうと思っております。ただ、現在のうちに国民の生活程度が上がってまいりまして、俗

にいわれております人間の生命が高くなっているという状況のときに、現在のこの制度だけでいいかどうかという点については、今後検討を要する問題であらうと思っております。

○美濃委員 以上、私は、制度改正あるいは海難事故を申し上げました。制度をできるだけ早い日限で改正、改善をするようにひとつ要請をいたしました。質問を終わります。

○毛利委員 廣瀬君。

○廣瀬委員 今回の法律案に盛り込まれております措置は、四十三年度の暖冬異変といわれた海水の異常高温といふことで、ノリについて発生した被害額を補てんするために一般会計から共済金の支払い不足額を補てんしよう、こういう措置であります。一体この四十三年度の被害はどの程度あったのか、そうしてそれに対して共済金の支払いが幾ら必要であったのか、まずこの数字を一応聞いておきたいと思っております。

○平松説明員 四十三年度のノリの被害につきましては、共済関係だけで申しますと、支払い共済金額が十二億一千三百万、それに対して国の特別会計から払いました保険金が九億二千六百万という数字になっております。

○廣瀬委員 大体平年のノリ農作物などで平年作という、それと同じようにノリの平年作、これは大体何十億枚ぐらいを平年作だ、こういうふうに見ておられるわけですか。それをひとつ数字を答えていただきたいと思います。四十三年度はどういう取引量であったのか、この点を明らかにしておいてほしいと思っております。

○平松説明員 最近十年ほどの生産量を見てみますと、四十三年の秋から四十四年の春までに生産されましたノリを全部通観いたしまして申し上げますと、大体三十億足らずのところから四十五億

という程度が最高、最低でございまして、その間で申しますと、大体三十億から三十五億というところが平均のところ、低いところ、高いところ、三十億を割るところ、四十億をこすところというのがあるという状態でございまして、四十四年秋から四十五年の春、つまりことしわれわれが食べようとしておりますノリにつきましては、五十億をオーバーするというような生産の数字であらうというふうにいわれております。

○廣瀬委員 その四十三年、いま措置をしなければならぬ年ですね、この年にはどのくらいの枚数まで減ってしまったのか。このいわゆる被害の数量、これをばっきりさしてもらいたい。

○平松説明員 四十三年のこの赤字の対象になっております生産数量は、二十九億五千三百万枚と申します。共済の数字でございますが、これと、それから共済の対象になっておる養殖の分とどういふふうにながりますか。この共済の対象になっておるものは枚数で計算いたしませんのでわかりませんけれども、全体の生産量から申しますと、二十九億五千三百万枚ということ、平年作を大体三十五億ぐらいに押えますと、それよりかなり下回った数字であるということでございます。

○廣瀬委員 それで、共済制度の仕組みは、まず漁業者と漁業共済組合、単協との間に共済関係があるわけですね。そして漁業共済組合と連合会との間に再共済関係が設定をされておる。さらに漁業共済組合連合会と政府との間にいわゆる再保険の関係が認められておるのですね。それで、政府が乗り出してやらなければならぬ、連合会に対して特別会計を通じて一般会計から繰り入れをしなければならぬという、こういう場合といたしましては、異常災害だ、一口に言えばそういうことだけれども、それでは異常災害とはどういう状況、どの程度の被害なのかという、その被害の限度というものは法律上どうなっておりますのか。

○平松説明員 今回、財政措置をいたしましたものにつきましては、異常災害であるからという認定をいたしました。一般会計から特別会計に繰り入

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十八号 昭和四十五年四月二十四日

れたものではございませんで、四十三年度にノリの異常な不作があった、そのために保険金を支払いたしましたところ、四十三年の予算額では不十分で、四十三年の予算額を使いましても多少不足するというような状態でございます。四十三年の契約の保険の分も合わせますと、四十五年の当初に五億六千七百万程度の赤字と申しますか、支払い財源の不足を生ずるという事態でございます。そのための手当てをしたということでございます。この災害が異常であつたからということではない。もう一つ申しますならば、もしこの特別会計のほうに累積した赤字があるという状態でございます。もしならば、一般会計から繰り入れする必要があるというふうなことであらうと思ひます。

○広瀬(秀)委員 まあその点はわかりましたが、それでは最初の第一段階で、ノリ漁業者と漁業共済組合との間にどういふ——若干不作であつたという場合は、米などの場合には二割なら二割、平年作よりも、過去三年間の平均反収よりも下回つたというふうな境界がきつとあるわけですね。この共済関係が成立するノリ漁業者と共済組合との間にどういふ状態、いま例を申し上げたように、米の場合は二割下回るといふようなものがあるわけですね。それに見合う基準といふものがあるのかどうか。どうも私も、このノリの問題は、私どもの出身地も海なし県でございますのでよくわからないわけなんですけれども、三十五億枚から五十億枚というふうな、かなり幅のある上がつたり下がたりをしょつちゅうやっておるのです。気候あるいは海水の状況、あるいはたまには油濁の関係などもあると思うけれども、いろんなそういう非常に流動的な条件といふものに対して、どういふ基準をもつて不作があつて共済金を支払うという事態が出るのか、この辺のところはまだ私どもわからないのですが、その辺のところの基準のようなのがあつたらはつきり示していただきたい。

○平松説明員 このノリの共済制度は技術的に非

常にこまかな仕組みになっておりまして、概括的にお話をするのはちょっと不適当かと思ひますけれども、共済の計算をいたします場合には、通常、ノリは、網ひびと申しまして、網ひびでやつておるわけでございます。その一作ごとに、全損があつた場合に、その一作について共済事故を認めることにいたしました。ノリの栽培期を摘採期と称しておりますけれども、三つに分けて、その摘採期ごとにそういうものを集積したもので共済事故を計算するという仕組みでやつております。

○広瀬(秀)委員 それでは、たとえば全損の場合ですが、これは全損の場合ならばその全損額を全部給付をする、全損に見合う額だけやる、こういうたてまえになっておるのですか。

○平松説明員 非常に複雑なことでございますけれども、全損の場合でも、現在の仕組みでは三割足切りという制度がございまして、損害額の中から三割だけはがまんしていただくというふうなことで計算をいたしますので、最高の場合、五千円という共済金額で考えておるわけでございますけれども、五千円まるまる損をした場合でも三割の足切りがございまして三千五百円、これは共済契約の中身によって多少違つてまいりますけれども、全部共済の目的にしておつたというふうな形で最高限のやり方をやつておつたという場合でも、三千五百円の支払いきりないということになっておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 わかりました。それで、今度の法案によりまして、将来剰余金

るか、この点を伺いたい。

○平松説明員 ノリの生産につきましては、先ほど御説明いたしましたように、海況、気象に支配されるのが非常に大きい。最近では冷凍網と称して、一作目が不作であつた場合にはその予備網を入れるということによって、その後、そういうふうな海況、気象による被害を多少小さくするという技術も発展してまいつておるわけでございますけれども、それでもなおかつ海況、気象によって支配されるということでございますので、どのくらいの期間たつたらこの金額を埋めるようになるかといふことにつきましては、私どももちょっと的確にお答えはいたしかねるわけでございます。また共済の対象も漸次ふえてまいつておると申しますか、ノリの養殖もふえてまいつておるし、共済の金のもれもふえてまいつておるというふうなこともございまして、的確にいつまでというふうな形のことはお答えを申し上げるだけの用意がないというところでございます。

○平松説明員 私がお答え申し上げるだけの用意がないと申し上げましたのは、海況、気象によつて支配されるということでございますから、三年

後でございますとか五年後でございますとかいふことを申し上げても、どういふふうな気象条件になるかわからぬといふことで申し上げたわけでございます。たとえば四十三年の秋から四十五年の春にかけて生産されたノリについては、五十五億枚あるいは多い人は六十億枚ということをおつておる方もあつたわけでございます。これはおそろく黒字になる。そういたしますと、四十三年の契約のノリにつきましては黒字になるというところでございます。私どもとしては、漁業共済につきましては長期均衡ということが、必ずそういう事態で穴埋めができるはずだといふふうに考えておるわけでございますけれども、何年先にどうだといふことを聞かれますと、何年先は大体だいじょうぶでございますと言つわけにはまいらないというところでございます。

○広瀬(秀)委員 不確定要素がたくさんあるからなかなか計算が出ないかもしれないけれども、少なくともこういう見通しに立てば何年先ぐらひには一部ずつでも繰り戻しのできる状態にいくのだといふ、そういう試算はやつたことがあつたかあるまいせんか、そのことだけ伺つておきます。

○平松説明員 共済でございますので、共済の設計をいたします場合は、農業共済の場合だと二十年といふようなことで計算をいたしておるわけでございますけれども、私どもの場合はまだ資料が不十分でございますために、十年足らずといふことで共済の掛け金の計算をいたしておるわけでありまして、そういう計算からいたしますと、本来は十年以内に、赤字が出て黒字があるいはゼロになるというところになるはずでございますけれども、最初の五年のあとにまた次の五年がまいると同じような状態、その次の十年が繰り返しになる、今度はいいほうの繰り返しになるという事態も考えられますので、計算は過去の十年で平均するような形で設計をいたしておりますけれども、確実にその十年以内に黒字と赤字がとんとん、ゼロになるというところは申し上げかねる、過去の実績からまいますとそういうことになるのではなからう

かというふうな形の考え方をしております。

○広瀬(秀)委員 あまり時間もありませんからそれ以上追及しませんが、数字の問題で、政府の提案理由の説明によりまして「同勘定の支払い財源に五億六千七百五十五万円の不足が生ずる見込みでありますので、」云々という事になっていくわけですね。この関係の予算書を見ますと、特別会計予算政府提出のものを見ますと、漁業共済組合連合会交付金が五億四千五百五十三万五千円、こういう数字が出ておるわけですね。そうしますと、大体二千万円程度の差があるのですが、政府提案説明に述べられた五億六千七百五十五万五千円と五億四千五百五十三万五千円という数字の差はどういうことでございましょうか。これは大蔵省ですね。

○竹内(道)政府委員 本日議題となっております五億六千六百万円は、一般会計から特別会計への繰り入れをして、昔の損害についてしばらくめんどうを見ようという金額でございまして、五億四千万円のはうは、もともとの連合会と政府との間の保険契約に基づきまして国から連合会に繰り入れられる交付金でございまして、性質としては全く違つたものだと思つて存じます。

○広瀬(秀)委員 それではこの予算書の何ページのどこに、この五億六千七百五十五万というものが出ておりますか。

○竹内(道)政府委員 漁業共済保険勘定の歳入の、上から五行目のところに「一般会計より受入」という項目がございまして、その中の「計算の基礎」ところの2のところでございまして、「昭和四十三年度契約に係るのり養殖共済についての異常災害の発生に伴う保険金の支払財源不足見込額の一般会計からの受入見込額を計上」と書いてありますが、この分が五億六千七百五十五万でございまして、

○広瀬(秀)委員 この予算書の漁業共済保険勘定の一般会計よりの受け入れは十七億二千七百万という事になっておるんですが、それではこの中

に五億六千七百五十五万というのは含まれておる、こういうことですか、この予算書の見方としては。

○竹内(道)政府委員 さようでございまして。

○広瀬(秀)委員 丁解しました。

そこで、農林省にまだ伺いますが、ノリの消費量というのは今後どういふように伸びていくのか、こういう試算があるかどうかと思つておるわけですね。そしてそれに見合うだけの——たとえば東京湾あたりでは油濁やその他がはなはだしくて、汚水による海水汚濁ということを通じて、ノリがほとんどとれなくなつたといふようなこともある。しかし新しいノリ漁場もまた開拓されているだろうと思つておるのですが、そういうようなノリを生産する立場の状況などをにらみ合せて、そのノリの需給の關係といふものは今後どういふように推移すると見ておられますか、この点をお聞きいたします。

○平松説明員 ノリの消費見込みでございまして、ノリにつきましては、世界の中で生産をいたしてあります国が日本と韓国だけでございまして、韓国から輸入されるものと国内の供給量が、その年に大体消費されておるといふことでございまして、輸入量と生産量を合わせた量が国内の需要量と見て差しつかえないと思つておるのですが、その需要量が漸次ふえてきておるといふことが言ひ得るのではないかと。先ほど申し上げましたように、生産量と輸入量の合計が需要量でございまして、供給量が足りませんと価格が上がるという形でまたかなり強い需要があることを示しておるという言ひ得るのではないかと考えておるわけですね。

どの程度まで需要量がふえるのかということになりますと、これは国内で供給される価格との關係、その価格で生産ができるかどうかということの見合ひだろつといふふうな考へておるわけですが、的確にはまだどれくらいといふようなことの予測はできませんので、ただいま私どものほうで、この問題研究会というところで、民間の学識経験者にお寄り願つていろいろお知恵を拝借しておるわ

けでございましてけれども、そこで生産なり需要の見通しといふものについて御意見を拝聴したいといふふうな考へておるわけでございます。ただ、米の消費量が漸次減つてまいるといふことになりまして、ノリと米といふのはかなり密着したてまつておるわけですね、あるところまで参りますとノリの需要量といふものも頭打ちをするのじゃないか。それがどこいら辺になるかといふことは私どもまだ的確につかんでいないといふ状況でございまして。

○広瀬(秀)委員 なかなか予測困難な種類のものかもしれないけれども、やはり漁業政策の中でノリの問題というのは政治的にも非常に問題の多いものでもあるし、そういうものについて水産庁、農林省当局としても、もう少し的確な需給の見通しなり何なりといふものを、いままでは長い経験もあることですから、それらいろいろ条件といふものもあるだろうけれども、もう少し的確な見通しなどを立てていくということが非常に必要だろうと思つておるわけですが、そういう点ではたいへん残念だと思つておるわけですね。

ところで、今日非常にノリが高い。最近、ことしの豊作を見て幾らかは落ちついて下がりぎみだといふことは出てきたけれども、昨年あたりは一枚四十円とか三十五円とかいふノリがなくなつて、なかなか庶民大衆のふところにも入らないといふような高値を呼んでおる。ことしは、先ほどおっしゃつたように、五十億枚くらいの供給が確保されるというふうなことになるかと考へておるわけですね、こういうふうなことになるわけですか、

ね。しかもごく最近、二十二日でございますが、物価対策閣僚協議会でも、多くの問題を取り上げている中で、一つの項目としてこのノリを取り上げた。一つでもいかに具体的にこれだけ下がりまして、もういふものでこのノリが組上りのぼつたろつと思つておるわけですね、このノリの価格を安くしていく、そういう状態で、うまくいかなければこれはもうノリを完全に自由化するといふような方針もきめたということが明らかに

なつておるわけですね。そのためには、また農林省内にノリの専門的な対策委員会をつくつて、ノリの流通の問題について、価格を下げていくという方向で検討をされるということになつたようでありまして、その辺のところ、ことしは一体どうの辺ぐらゐで、ノリの生産も好調であつたといふことを背景にして、昨年の上質ノリではもう四十円をこすといふようなところまでいつたものを、何割ぐらゐ一体下げ得る見通しをもつてそういう委員会などをやられるおつもりなのか、その辺のところをまずお聞きしたい。

○平松説明員 確かにノリの問題につきましては、この前の物価問題の閣僚協議会でも取り上げられたといふことでございまして、嗜好品として家計の中に占めるウェイトもかなり高いものだという事で、皆さん方の関心も高いかと思つておる。昨年産と申しますか、四十三年の秋から四十四年の春にかけて生産されましたノリの数量が、先ほど申し上げましたように三十億足らずといふことで、韓国から輸入をいたしましたために約五億枚程度の割り当てをいたしたわけでございます。すけれども、韓国からの輸入も割り当てに満たない、三億七千万枚程度しか入らないといふことで、昨年の十一月には一枚が三十七円程度というところまで、総理府の家計調査でも上がったわけでございます。ところがこの前のノリ作が非常に豊作であつたといふこともございまして、総理府の同じ調査では、黒ノリの中級の上といふのがいま申し上げた三十七円の価格でございまして、二月の半ばの数字が三十円、三月の半ばの数字が二十七円、私どもはおそらく四月の半ばの数字は二十五円を割るような形ではないかといふように考へておるわけですが、私どもが町の小売り店で見ても、いまも、百円から二百円というノリが相当豊富に出回つておる。中には三帖二百円といふようなことで、これはかなり品質も悪うございまして、そういうふうなノリも出回つておるといふことでございまして、かなり豊作であるといふことを受けまして小売り価格も下がつ

てまいるのではないかとというふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 関係協で、ノリの流通機構を改革し、効果がなければ輸入を自由化するというところになっているわけですね。流通機構、特にノリを養殖しておるところの、普通の農産物なら庭先価格——何価格というかわかりませんが、そういう干し上げて製品に箱詰めをするというところの価格というものが、たとえば昨年四十円に売られたノリが、あるいは三十円に売られたノリが一体どのぐらいで生産をされるのか。それが複雑な流通過程、そういうようなものを通じて著しく上がるということがいつでもこのノリの場合に問題になってきたわけですね。輸入の場合におきましても、韓国では一円とか九十五銭だとかいうようなものが、日本へ来れば五円になり十円になっているというふうな、あるいは十円から十五円にも二十円にもなるというふうな、そういう問題は絶えずある。間に介在する卸問屋というところがあるいは輸入業者というか、こういうようなところがあるという形でもうけてそういうふうに高くなるのかというところが常に疑問にされてきたわけですね。そういうことを踏まえて、流通機構を改善するという方向を、どのようにあなた方は改善されようとおられるのか。実態的な数字をあげて、こういう状態に現にあるこれを、流通機構を改善することによってこういう方向でこのくらい値下げが可能で、こういう見通しをやはり持つておられなければ……関係協で物価問題として、これだけノリの問題を一つの項目として、国民生活全体に占める比重としてはわりあい少ないんだけれども、この問題を具体的な問題として、一つでもいいから具体的に成果が国民の前にあらわれるようなものにしよというじゃないかということがこの関係協の趣旨でもあったというところを理解している。そういう立場で、いま私が質問したことに対してあなたの方の考えておられる考え、そしてどういうところまで目標を立てて価格の値下げをはかっていくか、こういう点をお聞きしたいの

でございます。

○平松説明員 ノリの流通につきましては複雑だといわれておるわけですが、複雑だといふことの裏には、ノリというものの生産が三、四カ月の間に行なわれまして、それが一年間消費されるということでございますので、その生産の期間内に豊作であるという見通しが立ったり凶作であるという見通しの立つというところのために、一年間売るとしたら値がどうなるという関係の予測と、それに基づく取引というものがまず行なわれる、こういうふうな考えをわけでございます。そういうような形で、生産される期間が非常に短くて、消費される期間が一年であるという性格、これは、ノリは食品の中で数少ない例であろうかと思ひます。

それから、そういうような形で生産されたものが消費者の手に渡るまでに、まず産地で問屋が生産者の団体から買うわけですね。普通の農産物でございますと、生産者個人なり生産者のちよつとした組合というのが出荷をして市場に出すというところでございますけれども、ノリの場合は約八五％が生産者の組織しておる漁業協同組合を通じて共同販売されておるといふことでございまして、生産者の共販率といふことはおそろく、農産物も含めまして、最高のものではないか、こういうふうなことは考えております。

そういうふうな形で生産者が共販いたしましたものを問屋が買う。その買いました問屋は、それを保管、火入れ——つゆを越すような時期になりますと火入れをする。といふことは、つゆを越すすた変質するわけでございますから、火入れをいたしまして、乾燥して水けを取って、長期間保存にたえるようにしなければならぬ。それから箱詰めいたしましたして、それを小さな、小売りができるような形の十枚単位ぐらゐの袋に詰め直す。それを運搬する。そして問屋仲間取引をする。それから小売り屋さんなり加工屋へ売り渡すというふうなことをやっておるわけでございます。でございますから、問屋というのはただ単に品物を売

買するというだけの機能でございまして、いま申し上げましたような形の火入れであるとか貯蔵であるとか、あるいはノリの種類が非常に多ございまして、これを分化するといふことも、品ぞろえすることができるような形で問屋仲間取引をするというふうな形のものが行なわれる。そういうふうなされたものが小売りの手に渡るといふようなことでございます。

先生お尋ねの、小売り段階の価格のどの程度が生産者に渡っておるかということにつきまして、私どもの推測では、大体末端の小売り価格の六割程度が生産者の手取りになっておるのじゃないかというふうに考えております。

で、この流通過程を簡単にすることによってどの程度下げ得るか、またどういふような形で簡単にするかというふうなお話でございますけれども、ノリは問屋というの以上申し上げましたような形の機能を持つておるといふことで、その機能も一がいにむだな流通をやっておる、むだな段階を踏んでおるとも言いたい面もございまして、なかなか簡単に合理化するというわけにもまいらぬではないか。一つの考え方いたしましては、野菜なんかで、市場を通ずる取引でなしに、スーパーあたりがその間にあって生産者と消費者を直結するといふような考え方があるから、その点についてどうだといふような考え方もございまして、私どももその点も検討いたしておるわけでございますけれども、スーパー自身がノリの買入れにつきまして、非常に種類が多いといふことから自分たちではなかなか買入れができない、あるいは貯蔵、保管もできないといふようなこと、あるいはスーパー自身も問屋を使つてやるというふうな形でなければだめだといふようなこともございまして、そういうふうな問題がいろいろございまして、その問題研究会に学識経験者の方に寄つていただきましてお知恵を拝借しておる最中でございますが、先ほどの関係協議会で早急に案を出せといふことでございまして、早急に研究会のほうでも議論をしていただきますし、私どもも知恵

をしぼってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、いまのお答えによると、物価対策関係協議会でいま私が読み上げたようなことがいわれておるけれども、なかなかその流通機構を改善するといつても非常に困難性があるのだということをいまる述べられたように思ふんですね。いま当面の責任者として、ノリ行政をあずかっている水産庁として、いまのところはたいした妙案もない。したがって、あとはその輸入なりあるいは生産量が増大をするというふうなことから幾らかでも安くなることを待つ程度しかないのだ、こういうふうに考えていいのかどうか。それが一つ。

それから、いま末端小売り価格に対して生産者の手取り率というの大体六割ぐらゐだ、こうおっしゃったのですが、それは間違ひございせんか。間違ひないとするならば、末端で二十円で売られているもの、三十円で売られているもの、あるいは十円ぐらゐで売られているもの、先ほど百円、二百円というふうなことをおっしゃったわけですが、あるいは三百円というふうなこともおっしゃったのだけれども、そういうものにとおっしゃったのだけれども、そういうものについて、この生産者から卸問屋に渡る段階の、いわばコスト価格、こういうものをどういふようにつかんでおられるか。そのことをさういふ銘柄別に、小売り価格大体二十円ぐらゐのものは生産者のところから出るときには幾らであるといふ具体的な数字を、一枚について幾らだと、こういうぐあいに、その点を伺つておきたいと思ひます。

○平松説明員 いまお尋ねが二点あったと思ひますが、流通の合理化についてどう考えておるのだという点につきましては、私どもも一生懸命知恵をしぼつてまいりたい。ただ、非常に困難な情勢にあるといふことを申し上げたわけでございますが、私どもは、困難でございまして努力をして、何らかの知恵をしぼり出してまいりたいと

いうことを申し上げたわけでございます。

それから、それを下げるためには生産の増大というふうな形のことかというお話でございますが、確かにほんとうに価格を下げるということのために生産の安定的な増大ということが一番大きな案であるというふうに考えますので、その点につきましては、沿岸漁業構造改善対策事業の第一次の対策事業でも十分ノリに力を注いでまいりましたわけでございますが、今後第二次の構造改善事業をやっていきますにつきましてもその点に力を注いでまいりたいというふうに考えておりますし、それからノリの生産についての研究も進めてまいりたいというふうなことを考えておるわけでございます。

それから、小売り価格の六割ぐらいが生産者の手取りだということは確かかというお話でございますけれども、これはあくまでも私どもの推定でございますまして、確実にこうだというふうなことを申し上げるほどのデータは持ち合わせてない。ただ、いろいろ私どもが事例的に調べたものでは、そういうものが大体六割見当のところではなからうかという数字を示しておるということでございます。

○広瀬(秀)委員 推定だということで、実際に生産者がどのくらいのコストでノリを生産できるのか、こういうような点についてはまだ確たるコスト計算といえますか原価計算といふものはないようですね。農林省にも、非常にむずかしくてまだそれがないのだというふうなことから、これなどもやはりもう少し、流通機構全体の中で生産者価格がどれだけだ、小売り価格がどれだけだという、その中でものをしっかりとつかんで、せつかく物価対策関係でもこの問題を取り上げたという問題点もあって、一つの品目であるというノリが目に見えて安くなったというふうな方向が出るように、十分ひとつ努力をしていただきたい、強く要求をいたしておきたいと思っております。それで最後に、時間がもう過ぎたという御注意もありましたからこれでやめたいと思っておりますが、

韓国ノリの輸入というものを、日韓問題などとも関係をしてどの程度ことは割り当てをするおつもりなのか。五億枚なのかあるいはそれ以上なのか、その辺のところを、皆さんの計画がありましてはつきりお示しをいただきたいと思うわけですか。

○平松説明員 韓国ノリの輸入につきましては、先月の九日から十二日まで、ノリの輸入の割り当てをどの程度にするかということで折衝をいたしたわけでございます。韓国も日本の作況と同じく空前の豊作というところでございまして、先方は大体その中の四割程度、八億枚を日本に輸入してほしいということを要望したわけでございまして、私も、私もといたしましては史上空前の豊作というところでございまして、いままで輸入量と国内の生産量を合わせまして最大の年、これがたしか消費年度で申しますと四十年だと思っておりますが、四億四億枚、それを三割方オーバーするといふ供給量でございまして、もしこれがこのまま向こうさんの言うような数量を輸入いたしますと、新ノリの生産時期に持ち越されまして、それが新ノリの価格を圧迫するという生産者側の猛烈な反対もございまして、それも全く無視できないというふうなことから、私もといたしましては、日韓の国交正常化の際の第一回の貿易会談で二億枚ないし五億枚輸入するという取りきめがございまして、二億枚程度というところで主張をいたしたわけでございまして、両方折り合えずというところで、一たん分かれるということにいたしておるわけでございまして、これは国内の生産事情その他を踏まえまして、また韓国側の日韓の貿易の是正なり日韓友好増進なりというふうなことを頭に入れたら、今後折衝してまいるといふような形になるかと思っております。

○広瀬(秀)委員 最後に、もとに戻るようですが、関係協でもそういう問題の取り上げ方をしておるといふことで、去年より大体どのくらいまでこのノリ全般が——銘柄は上級品から下級品までいろいろあるわけですが、かなり下がる、

こういうようなことだけはここではつきり答弁できませんか、そのことだけ聞いて終わりたいと思っております。

○平松説明員 先ほど申し上げましたように、国内の小売り価格はもうすでに昨年の平均価格をこの四月の水準で割っておるのではないかと、いうふうに考えております。まだ多少下がり得るのじゃないかというように考えておりますが、御承知のように昨年は不作でございまして、一、二、それが七枚、五枚という形で取引されております。それから緑色をしたようなノリが大手を振ってノリ屋の店先に並んでおった。それも一枚二十円というふうな価格のものさえたというふうなことも聞いておりますけれども、本年はまっ黒いノリが一、二、十枚で確実に二百円前後、安いものは百円くらいのもので店頭に並んでおるというふうなことから、私もはかなり下がっておるというふうなことを考えておるわけでございまして、

○毛利委員 以上で終わります。

○貝沼委員 貝沼次郎君。

○貝沼委員 簡単にだけですが、私ども、まず初めに大蔵省に聞いておきたいのですが、この特別会計の歳入不足を埋めるために一般会計からの繰り入れ金は私は当然だと思うのです。しかし、この返済のめどの問題、いまも出ておりましたけれども、この法案では一般会計に繰り戻すのは後日決算上剰余が生じた場合、こうなっておりますが、こういうような出世的な返済方法というものが適当であるかどうか、その考え方について伺っておきたいと思っております。

○竹内(道)政府委員 先ほど農林当局からも御答弁申し上げたのでございまして、この漁業共済が長期的には収支が均衡するという前提で保険の設計ができておるわけでございまして、財源不足を生ずる年もございまして、また黒字が出るという年もあるわけなのでございまして、したがって、今回繰り入れをいたしましたものにつきましても、将来の年度におきまして、決算上剰余を生じた場合には繰り戻してもらうということにして

おるわけでございます。

○貝沼委員 将来戻してもらおうということなんですけれども、どうも私もから考えると、何か返ってこないのじゃないかという気がするので、先ほどからなん議論してまいりますが、これから見えるのじゃないかというふうなニュアンスのこともありますし、どうせ出しっぱなしみたいなことにならないか、もうちょっと考え方があるのじゃないか、こういう考えがいたしますので、お聞きしたわけであります。

それから、こういうふうなことが、過去に不足して繰り入れたというふうなことがあったかどうか、これをお伺いしておきたいと思っております。

○竹内(道)政府委員 この漁業共済につきましても、御承知のようにまだ発足して間がございまして、この保険についてはございませぬけれども、他の特別会計、たとえば農業共済再保険特別会計といふものにつきましても、しばしば繰り入れということも過去にございました。またその繰り入れにつきまして、将来決算上剰余が出た場合に一般会計に繰り戻しをしてもらうということも、この農業共済の保険については現実にあつたというのが例でございまして、

○貝沼委員 それで水産庁の方にお伺いしておきたいのですが、この制度は四十三年度からできたというふうなことでございまして、どうしてこういう制度が四十三年度から必要になったのか。それから、日本のノリの歴史というものは非常に長いと思っております、このように四十三年度になって急に災害が起つてきた、そういう予測は今まででできなかったのか、あるいはなぜそういう災害が四十三年度に起こったと考えるのか、この辺を伺いたいと思っております。

○平松説明員 最初に私御説明いたしましたのが、漁業につきましては海を相手の産業でございまして、海況なり天候なりに支配されることが非常に多い。しかも漁業主体は大半が沿岸漁業で、零細でございまして、そういう天候なり海況なり

に支配されて経営の基盤がゆるむということでは、国民経済から見てもよろしくないであろうというところで、漁業関係者の間から漁業について農業と同じように漁業災害補償、漁業共済があつてほしいというような要望があつたわけでありまゝ。ただ保険設計をいたします場合に、天候であるとか海況であるとかということでございますと、非常に不安定な要素が多うございまして、保険設計をする上に非常に不安であるということになかなか踏み切れなかつたわけでありまゝけれども、三十二年から三十八年まで一応全水共で試験実施をいたしました。その試験実施の結果を踏まえて、団体だけで三三年ほど実施をした。そのあと国の特別会計で保険をするということに踏み切つたわけでございます。四十三年に突如として制度ができたわけじゃないので、そういう要請は前からあつて、そういうようなテストの段階を踏んで今日の状態に至つたということでありまゝ。

四十三年にどうして赤字が出たかというお話でございますが、その点につきましては、突然四十三年に海況異変があつたと申しますか、十一月から十二月にかけて異常な高温が出た。ノリはわりあい高温に弱うございまして、高温の際には病気が出るということで、そこで不作になつたという状況でございます。

○貝沼委員 いま御説明があつたわけでありまゝけれども、温度が上がつたということは、これは私は結果だと思つた。そういう要素もあるのじゃないかと思つた。海ができてからずいぶん長いわけでありまゝから、温度が上がつたり下がつたりすることはあつた。しかしながら最近急にそういうふうになつてノリがめっちゃめっちゃになるということは、これはちょっと考えなければならぬ社会的な背景があるのじゃないかと思つた。たとえば大工業の誘致というようなことで埋め立てなどやりますね。そうすると潮流が変わつてくる。したがって、よほどなところにおいては温度が上がつてもこれはふしぎではない。あ

るいはたとえば油であるとかいろいろなものが出ていた場合に、太陽光線が同じように当たつておつても、やはりそこでは温度が上がつても考えられる。そういうことを言ひ出しますとこれは公害的なものも出てくるわけでありまゝけれども、しかしながらそれは公害とは断定できない。やはり公害そのものではないで、そういうことによつて自然の現象が変わつて、そのために温度が上がつたということが幾らかあるのじゃないかと私は思ひます。したがって、それはこの保険の対象になるわけでありまゝけれども、そういうような社会的な背景というものが考えられないかどうか。その工場自体がそうであるというわけじゃありませんけれども、たとえばどここの海峡が細くなつたとか、そういうようなことで、ノリをつくつていく上においてある程度影響がなかつたかどうか。特に四十三年となりますと、日本の経済成長も著しくなつてきて、何かそこに私は関係がありそうに思ふわけですね。この辺いかがでしよう。

○平松説明員 四十三年はちょうど十一月から十二月に水温が上がつたということがございまして、そのあととはわりあいに下がつておつたということでございます。継続的に高温が、四十三年から四十四年、四十五年と続いておりますと先生御指摘のようなこともあろうかと思ひますが、四十三年のその時点でそのような形で水温が上がつたというところございまして、この時期は陸上のほうも温度が高くて暖冬異変といわれておるわけございまして、そのことが直接公害と結びつくかどうかというところについては、私もまだにわからなかつた。これはむしろ私に聞きたいと思つております。

○貝沼委員 私も公害とは直接結びつくとは考えにくいと思つた。ただ、さつき私は海の温度のことばかり言ひましたけれども、たとえば埋め立てのために漁業ができなくなつた、あるいは海水汚濁のために漁業ができなくなつた、あるいは漁民は新しい仕事をすることになるわけですね。その

場合、たとえば初めてノリを始めたというところもあるわけでありまゝ。そうすると失敗する率が高くなつてもしかなかった。そういう非常な微々たるものではあるかもしれないけれども、何にかにか重なつて、四十三年に暖冬異変もあつたでしようけれども、とにかくいろいろ必要な要素が重なつたのじゃないかと思ふのです。そこで私は、温度が上がつたために災害があつた、だから保険金を払ふ、そして特別会計が少なくなつた、ただそういう簡単な関係だけできめていくという考え方は、やはりちょっと注意する必要があるのじゃないか。もうちょっといろいろな要素があるということも考えておく必要があるのじゃないかと思ひますが、いかがでしよう。

○平松説明員 確かに工場進出が進んでまいりまして、従来のノリの漁場であつたところが埋め立て等のためにノリの栽培ができなくなつたというところ、そのかわりというわけじゃございませんけれども、ほかに新潟県が開発される。たとえば東京湾内なり東海、伊勢湾地方がもとノリの産地、中心地であつたのが、最近九州の有明海とかあるいは瀬戸内海がノリの産地になつてきたということがそういうことを物語るものであらうと思ひます。そういうことでノリの産地の転移が行なわれておりますけれども、大体ノリ栽培の漁家といふのは六万六千程度の安定的な推移を示しております。おっしゃるような形で、初めに参入したときは多少技術的に不安定なものもあつたと思ひますが、そういう方々は小さな規模から始められておるということでございまして、大勢に影響を与えらるゝものではないかというふうにも考えております。

○貝沼委員 それから、四十三年度の災害に対しては保険金を支払い切れぬ、これを四十五年度に繰り入れて支払ふというのでは、漁業共済基金からわざわざ利子をつけて借りるということをやらないければ、漁民に支払ふ金が非常におくれるわけですね。こういうことでは漁民が非常に困るのではないかと。これについていかがですか。

○平松説明員 共済事業につきましては、農業共済の先例がございまして、国の特別会計の資金が予算に縛られておるために共済金の支払いがおくれないという事態が起こつて、そういう事態を防止するために農業共済基金というものができたという先例があるわけでございます。漁業共済については国の特別会計による保険を始めました際に、やはり同じような形で漁業共済基金というものをあらかじめつておいて、連合会がそこからお金を借りて払うというところで、国の特別会計の中で予算が不足したために共済金の支払いがおくれることがないようにという措置をしておるわけでございます。そのような形で基金から借りてお金を払う形にしますと、基金から借りたものの金利負担ということが出てくるわけでございますが、その分につきましては、特別会計のほうから連合会のほうに金利に見合う交付金を交付するというところで対処をいたしておるわけでございます。

○貝沼委員 それから、今後このノリの生産は向上していくと見ておりますか、それともすたれていくと見ておりますか。

○平松説明員 ノリの栽培は終戦後非常に盛になつたわけでございます。ノリの栽培が盛になつてまいりますにつれてノリ栽培の技術も進んでまいりました。先生御承知だと思ひますけれども、ノリの採苗をいたしますのに、昔は苗場に持つていって苗を植えたものが、最近では人工採苗で、自分たちの任意のところでつけることができるようになりまして、竹のひびでやつておりましたものが網ひびを使うということになりました。先ほど御説明申しましたけれども、海況等の不況に対処するために、冷凍網と称しまして、採苗をいたした網を冷蔵庫の中に予備としてとつておく。海況等が好転いたしました場合にはそれをかえて使うというふうなことで安定をはかる。あるいは、いままで浅いところだけで生産いたしておりましたものが、沖流しと称しておりますが、かなり沖のところでも栽培ができるということ、栽培の技術が非常に進んでまいり

昔から手でノリをつくっている人たちは、最近はいよいよ新しいノリ業者が機械を購入しているけれども、しかしお金のないところは依然としてあの

寒いときにノリをやっていたらなければならない、こういう案が現実なんですね。したがって、こういうような方々にもっとあたたかく配慮をした制度をしていただきたい、私はこういう念願をして終わります。

○毛利委員長 永末君。

○永末委員 期間はよくわからないけれども、長期には均衡する予定でやっておる、こういうふうなお話ですが、私の会社であるとやはり資本金を持って——かなり考えますね。掛け金だけで全部長期均衡を予定するというのはあまり聞いたことないので、一体資本金なしでもいいという話ですか。

○竹内(通)政府委員 民間の会社が保険をやります場合にはもちろん資本金というのはいくらにせよ、私の記憶しておるところでは、たしか保険業法には、保険事業を営むには最低資本金が幾ら以上なければならぬという規定があったように思いますが。その資本金の性質は何であらうかということになる、いろいろあると思うのでございませう。民間の保険会社が仕事をいたしますと、やはりある程度、本社その他の建物等設備投資が必要だ、そういう設備投資に見合うものとしての資本金という意味もあると存じます。それから、やはり信用事業でございまして、その保険に入る人に対する信用確保という意味からも一定の大きさの資本金というものが必要である。それからまたお話しのように、異常な災害が起きたというような場合に借入れ金だけでまかなっていかぬでなくて、やはりある程度の資本金があるほうがいいじゃないかと、いろいろな意味を持って資本金というものが民間保険会社の場合に必要とされておるということではないかと思うのでございませう。特別会計の場合には、その設備資金というものは必要でございませう、また民間会社と違ひまして、財政的な裏づけを持った、財政力というものを裏づけにした再保険を国がやっておるというようにもございませうので、いろいろ御意見はあるかと思うのでございませう。

するけれども、必ずしもその資本金がいなければいけないというものではないんじゃないかというふうに考えます。

○永末委員 やはりこの制度に対する漁民の信頼感といふことが、そういうものがなければならぬと思うのです。もし掛け金だけでやっていくとしますと、それぞれの定めはございませうが、保険金をもらう場合の査定のしかたとか何とかいうものが、また今度は必ず掛け金が保険金として当て込まれるんだということになると、順番の当たらない者は——順番の当たらないほうがいいんでありますけれども、掛け金は掛け捨てになる。これは任意加入でしよう。そうすると、加入者がふえないうちに、結局異常な災害といふことになります、災害が起きた場合に異常といふのは何に比較していかかわらないけれども、おそらく純経済的にいいますと、支払い能力に比較して異常だといふような程度のことじゃないかと思うのです。そうしますと、せっかくこの制度をつくった意味合いが薄れてくる。したがって、しよがなから出世払いの形で一般会計から繰り入れるという思想ではなくて、大体これくらいの加入者を求めようとするならば、どの程度の保険金支払いというものが起こり得るかということをややはり算定をし、一般会計もこれこれの覚悟をしてかかるということにならぬと本式じゃないと思ひますが、いかがでしよう。

○竹内(通)政府委員 先生のおっしゃるのほまきに一つのお考えだと思ひるのでございませうけれども、今回の場合を例にして申し上げますれば、実際に漁民に対する支払いというものは連合会からちゃんととれておるわけではございまして、御承知のように共済基金のほうから連合会が借り入れをして、漁民自身には遑滞なく保険金を支払うていく。ただ特別会計から連合会に対する保険金の支払いはおこなれておる。そのために今回の繰り入れをやるといふことになつたわけではございまして、今回の例から見ましても、個々の漁民に迷惑をかけるおそれというものはなかつたわけではございませう、またその特別会計といふものを、先ほど申し上げましたように国が管理しておるわけではございませうから、その点については実際に現ナマを積んで資本金といふものを持たなくても、国が再保険をやっているというところで信用していただければいいんじゃないかというふうに考えているわけではございませう。

○永末委員 現実に加入しております漁民あるいは漁船所有者といふことは、対象者は、実際に予想せられる対象者のどれくらいをカバーしているんですか。

○平松説明員 共済の種類によつて違いますけれども、多いものは五割程度、少ないものにつきましては一割足らずということになっております。

○永末委員 その一割足らずというのは、この制度があまり有利でないという意識なんですか、知らないんですか、何とか変えればもっと入つてくるといふことになるんですか。

○平松説明員 これは漁民の方でもいろいろの考え方をしておられるんじゃないかというふうに考えますが、少なくとも約五〇％に近い掛け金の国庫補助があるということから考えますと、通常ある程度の災害があればやはり漁民のほうは喜んで入られるというふうな形のものではなからうかと思ひます。ただ、いま申し上げたように、低い加入率を示しておるものにつきましては、やはり漁民のそういう漁業に対する依存度と申しますか、それから一発当ててやろうというふうな形の従来の漁業のやり方、それで多少災害があつてもいいのだという、漁獲共済あたりにその面がわりに多いのはそういうことからではなからうか。それから、養殖共済のほうになりますと、ある程度企業的に漁業を営もうというふうな形のものでございませうから、加入率が高い。そこらに漁民の心理もあろうかと思ひますが、制度自身、私どもまだ検討をしていかなければならない面もあろうかと思ひます。

○永末委員 結局、日本の漁業が一発屋さんで

やっておることが続けば、それはむしろ漁民にとつては好ましくないことではしよね。やはり継続的に企業としてつないでいかれるということが問題です。そのためにやはり保険制度といふものが考えられていて私は思うのです。そうしますと、やはりこの制度はおれたちがいいのだというぐあいにくふうをして、掛け金の年々変わつていく時間的な系列も考えたり、やはりもっとみなが入つてくるように、だから、逆にいいますと、掛け金だけが保険金の財源だということではなくて——制度としての借り入れもある、こうやって一般会計からの繰り入れもあるということですが、もう少し制度として安定した形で、そして漁民が信頼して、有利だと思はれるような形の運用をしていただきたい、ひとつそういう注文をつけておきます。

十分だから終わります。

○毛利委員長 これにて、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、来たる二十八日火曜日、午前十時理事會、十時二十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時二分散會